

# 定員管理

# 定員管理の取扱い

- 大学設置基準において、収容定員は、学科・課程を単位として、学部ごとに定めることとされている。
- 収容定員の規模に応じて、教員数や校地・校舎の規模等の必要となる教育環境の水準が定められている。
- 一定の定員の超過や未充足に対しては、学部・学科等の設置不認可や基盤的経費の減額等がある。
- 大学院部分や通信制課程については、「適正な定員管理」自体は大学院設置基準や大学通信教育設置基準等で求められるが、大学設置審査等に関する不認可措置は不適用(ただし、①国立大学の定員未充足の取扱い、②高等教育の修学支援新制度の機関要件(通信制課程のみ)については適用あり)。

## I. 定員超過の取扱い

### 1. 大学設置審査等に関する取扱い

認可申請を行う大学の既設学部(学部の学科ごとに修業年限が異なる場合は学科)又は短期大学若しくは高等専門学校の既設学科(学科の専攻課程ごとに修業年限が異なる場合は専攻課程)の収容定員に対する学生数の割合が一定値以上の場合は、不認可。ただし、修業年限を超えて一定期間在籍している者は以下の条件をすべて満たす場合に限り控除して算出するなど、成績管理の厳格化・明確化と両立が図られる仕組みとなっている。

- ① 毎年度、授業計画書を作成・公表
- ② GPA(グレード・ポイント・アベレージ)の公表及び適切な運用
- ③ 成績不振の学生への個別指導(面談、補習等)を大学等が主体的に実施

区分	大学				短期大学	高等専門学校
大学規模 (収容定員)	4,000人以上					
学部規模 (入学定員)	300人以上	100人以上 300人未満	100人未満	4,000人未満		
不認可となる割合	1.05以上	1.10以上	1.15以上	1.15以上	1.15以上	1.15以上

【根拠】大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準(平成15年文部科学省告示第45号)第1条第1項第3号、同条第2項「大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示の公布について(通知)」(令和4年9月30日付高等教育局長通知)

### 2. 基盤的経費等に関する取扱い

#### (1) 国立大学

学部ごとの収容定員超過率が110%以上(小規模学部(入学定員100人以下)は120%以上)の学生数分の授業料収入相当額を、中期目標期間終了時に国庫納付。ただし、留学生(国費留学生、外国政府派遣留学生、交流協定に基づく私費留学生、留学生のための特別コースに在籍する私費留学生)、休学者、2年以内の留年者(ただし全科目で学修目標、授業方法・計画、成績評価基準の明示、成績評価にGPA制度を導入、成績不振の学生への個別指導(面談、補習等)を行うことが要件。)は学生数から控除される。

(2)-12-1

【根拠】「令和5年度以降の国立大学の学部における定員超過の抑制について」(令和5年2月3日付高等教育局長通知)

## (2)私立大学(高等専門学校を含む)

収容定員充足率(大学全体、学部等ごと、それぞれで算定)が一定の基準を超過した場合は、私立大学等経常費補助金が不交付となる。不交付となる場合であっても、収容定員充足率(学部等ごとに算定)に応じて増減。ただし、2年以内の留年者(授業方法・計画、成績評価基準の明示、GPA制度の導入、成績不振の学生への個別指導(面談、補習等)を大学で実施していることが要件)等は学生数から除外される。なお、大学院部分や通信制課程については、基礎となる学部の収容定員充足率に応じて配分する。

※大学院大学・通信制大学は、当該研究科・学部の収容定員充足率に応じて配分。

### <大学全体の収容定員充足率による不交付措置>

定員規模 (収容定員)	8,000人以上	4,000人以上 8,000人未満	4,000人未満
超過率	1.10倍以上	1.20倍以上	1.30倍以上

### <学部ごとの収容定員充足率による措置>

定員規模 (収容定員)	8,000人以上	4,000人以上 8,000人未満	4,000人未満
充 足 率	100%	+ 9 %	
	101~102%	+ 6 %	
	103~104%	+ 3 %	
	105~106%	± 0 %	
	107~109%	▲ 6 %	
	110~112%	不交付	▲ 9 %
	113~116%	〃	▲ 13 %
	117~119%	〃	▲ 17 %
	120%	〃	不交付 ▲ 17 %
	121~124%	〃	〃 ▲ 21 %
	125~128%	〃	〃 ▲ 25 %
	129%	〃	〃 ▲ 29 %
	130%~	〃	不交付

※令和5年度から令和6年度にかけては経過措置を設けており、上記は令和7年度の基準。医歯学部については、別途設定。

【根拠】私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号)第5条第2号、第6条  
私立大学等経常費補助金交付要綱等

### (3)国公私共通

大学教育再生戦略推進費事業について、全学又は学部単位の収容定員に対する学生数の割合が一定値以上の場合は、申請資格を有しない。

区分	大学			短期大学	高等専門学校
	4,000人以上				
大学規模 (収容定員)				4,000人未満	
学部規模※2 (入学定員)	300人以上	100人以上 300人未満	100人未満		
令和6年度 収容定員充足率	1.05未満	1.10未満	1.15未満※	1.15未満	1.15未満

※1大学規模(収容定員)が8,000人以上の場合は「1.15倍未満」を「1.10倍未満」と読み替える。

※2全学の収容定員充足率においては、「学部規模(入学定員)」は「学部規模(設置する学部の平均入学定員)」と読み替える。

【根拠】大学教育再生戦略推進費公募要領

## II. 定員未充足の取扱い

### 1. 大学設置審査等に関する取扱い

#### (1) 大学設置審査

認可申請を行う大学の既設学部(学部の学科ごとに修業年限が異なる場合は学科)又は短期大学若しくは高等専門学校の既設学科(学科の専攻課程ごとに修業年限が異なる場合は専攻課程)の収容定員に対する学生数の割合が5割を上回らない場合は不認可(令和7年度学部等設置から適用)。

【根拠】大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準(平成15年文部科学省告示第45号)第1条第1項第4号

#### (2) 寄附行為(変更)認可審査

申請する学校法人が設置する全ての既設大学等の学部単位(学部の学科ごとに修業年限が異なる場合及び短期大学・高等専門学校の場合は学科単位)の収容定員に対する学生数の割合が5割を上回らない場合は不認可(令和8年度大学等設置から適用)。

【根拠】学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準(平成19年文部科学省告示第41号)第2の5(2)関係

大学の設置等の際に、学生納付金の単価や学生数が、学生確保の見通しの観点(育成しようとする人材の長期的な需要の動向、競合校の分析、既設大学等の充足状況、学生募集に関する取組等)から合理的に算定されているかを審査し、経常経費の資金計画の財源となる学生納付金収入が確実に収納される見込みがあると判断できない場合は不認可(令和7年度大学等設置から適用)。

【根拠】学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準(平成19年文部科学省告示第41号)第1の3(5)関係

### 2. 基盤的経費等に関する取扱い

#### (1) 国立大学

学部、研究科ごとに収容定員充足率が90%未満(小規模学部(収容定員400人以下)、小規模研究科(収容定員30人以下)は80%未満)の場合、未充足の学生数分の受入に要する経費措置分を中期目標期間終了時に国庫納付する。

【根拠】「剩余金の翌事業年度への繰り越しに係る文部科学大臣の承認等について」の一部改正について(令和4年3月23日付高等教育局長通知)

## (2)私立大学(高等専門学校を含む)

### a)私立大学等経常費補助金

収容定員充足率(学部等ごとに算定)の割合に応じて、私立大学等経常費補助金が減額・不交付となる。なお、大学院部分や通信制課程については、基礎となる学部の収容定員充足率に応じて配分する。

※大学院大学・通信制大学は、当該研究科・学部の収容定員充足率に応じて配分。

充足率	99～98%	97～95%	94～90%	89%	88%	…	56%	55～51%	50%以下
増減率	+6%	+3%	±0%	▲13%	▲14%	…	▲48%	▲50%	不交付

【根拠】私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号)第5条第3号、第6条  
私立大学等経常費補助金交付要綱等

※医歯学部については、別途設定。

### b)高等教育の修学支援新制度

以下のいずれにも該当する場合には対象機関としないよう機関要件を設定しており、その一つに収容定員充足率に関するものである。

- ① 直前3年度全ての収支計算書の「経常収支差額」がマイナス
- ② 直前年度の貸借対照表の「運用資産—外部負債」がマイナス
- ③ 直近3年度全ての在籍学生数が収容定員の8割未満

令和6年度から、③直近3年度全ての在籍学生数が収容定員の8割未満(専門学校の場合は5割未満)に該当する場合は、①、②に該当しない場合であっても、対象機関としないこととするよう機関要件を厳格化する予定。ただし、専門学校については地域の経済社会にとって重要な専門人材の育成に貢献していると都道府県知事等が認める場合に、確認取消しを猶予するとしており、大学・短大・高専においても同様の考え方に基づき、定員割れがあつたとしても質の高い教育を行う大学等が対象校となるよう、直近の収容定員充足率が5割未満に該当しない場合であって、直近の進学・就職率が9割を超える場合は、確認取消を猶予することとしている。

【根拠】大学等における修学の支援に関する法律施行規則(令和元年文部科学省令第6号)第3条第2号ハ

## (3)国公私共通

### a)大学教育再生戦略推進費

直近の修業年限期間中、連続して以下の一定の基準を満たしていない場合は、申請資格を有しない。また、全学の収容定員充足率(設置する学部の在籍者数の和／設置する学部の収容定員の和)が、5割を上回らない場合は、申請資格を有しない。

区分	学士課程（全学部）	短期大学（全学科）	高等専門学校（全学科）
収容定員充足率	70%未満	70%未満	70%未満

【根拠】大学教育再生戦略推進費公募要領

### b)大学・高専機能強化支援事業(支援1) ※国立大学及び短大・高専は対象外

大学の総収容定員充足率が計画の対象となる学部等の設置等に係る設置認可申請又は届出までに80%を満たさない場合は、申請要件を満たさない。

【根拠】大学・高専機能強化支援事業公募要領(支援1)

科学技術・イノベーション

## ワーキング・グループからのメッセージ

大学等には、国際的に競争力のあるアカデミアの基盤を確立し、質が高く多様な研究を推進すること、次世代を担う人材育成を行い、イノベーションの源泉となること、産学官連携やスタートアップ創出支援、地域連携などを通じて、生み出した研究成果を社会に還元していくことなどが求められている。

また、社会課題が複雑化し、研究により解決する方策も多様化する中、研究者が研究開発に挑戦し、国際的な競争力のある研究成果を生み出すには、大学や研究機関におけるURA等の研究開発マネジメント人材や技術職員は不可欠な存在であり、彼らの活躍なくして我が国のイノベーション創出は成し得ないものと考える。

このため、大学や研究機関は、組織として科学技術イノベーションの創出にむけたビジョンを明確に持ち、経営層が研究開発マネジメント人材や技術職員の重要性について理解した上で、戦略的に研究開発マネジメント体制を整え、URA等の研究開発マネジメント人材や技術職員を適正に評価・処遇し、キャリアパスを拓いていくことが重要である。

文部科学省は、大学・研究機関と継続的な対話の場を持ち、現場での研究開発マネジメントに関する課題を把握し、伴走支援していくことが重要である。

## 報告書の内容

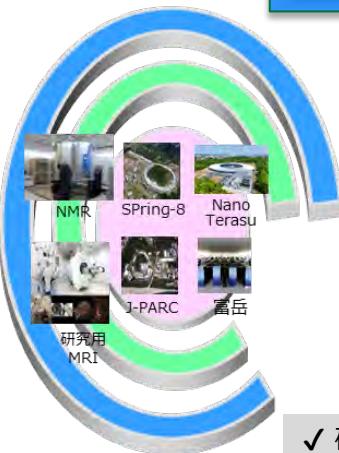
### ＜人材を確保する意義＞

今後は、日本の科学技術イノベーションの創出に向けて、単に研究者の研究時間確保のためだけでなく、大学・研究機関において国際的に通用する研究を展開していくよう、戦略的に資源配分を行い、最大の効果を上げるために、研究開発の一翼を担う重要な機能として、研究開発マネジメント人材及び技術職員をとらえることが必要である。

	研究開発マネジメント人材（URAほか）	技術職員
現状と期待	<ul style="list-style-type: none"> <li>他機関との共同・受託研究（産学連携等）が増加、外部研究資金の獲得が増加、機関内での交流・情報共有が進展するなど、研究開発力強化に貢献</li> <li>今後は、外部研究資金の獲得、研究プロジェクトの企画・牽引に加え、組織運営に携わっていくことを期待</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育研究環境整備、高度な技術支援を担う専門職であり、研究者とともに課題解決を担うパートナー</li> <li>今後は、研究企画力等を身につけることや、教育研究環境とそれを支える人材に関する経営戦略の策定に参加するなど活躍の場を広げていくことを期待</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>人材の不足、機関内での人材育成の困難さ</li> <li>業務の拡大と人材の多様性</li> <li>機関における研究開発マネジメント人材に係る認識不足</li> <li>適切な評価、キャリアパス確立の困難さ</li> <li>職への高いインセンティブの不足</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>機関内の状況把握の不十分さ</li> <li>適切な評価と処遇、キャリアパス確立の困難さ</li> <li>人材育成の困難さ</li> <li>他機関と情報共有する仕組みの必要性</li> </ul>
関係者に求められる取組	<p><b>大学・研究機関</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>経営層の理解増進、機関内連携の強化</li> <li>評価、適切な雇用・処遇、人事制度の構築</li> <li>JSTや外部団体による研修、認定等の積極的活用 等</li> </ul> <p><b>研究開発マネジメント人材・</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>研究者との協働による、優れた研究成果の創出</li> <li>研修、OJT、認定等によりスキルアップ</li> <li>外部資金の獲得、研究の企画・牽引、組織運営への関わり</li> </ul>	<p><b>大学・研究機関</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>組織的なマネジメントの実施</li> <li>評価、適切な雇用・処遇、キャリアアップ していけるポストの整備</li> <li>学内表彰や賞与・給与への反映 等</li> </ul> <p><b>技術職員</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>研究者との協働による、優れた研究成果の創出</li> <li>外部研修の活用等によりスキルアップ</li> <li>研究設備・機器の高度専門人材として、研究企画や人材育成等への貢献</li> </ul>
文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究開発マネジメント人材及び技術職員の評価、処遇、雇用等に関して、優良事例を盛り込んだ人事制度のガイドラインを策定</li> <li>JSTや外部団体による研修、認定の機会について、一元的にホームページで情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究開発マネジメント人材のOJT研修の創設</li> <li>科学技術分野の文部科学大臣表彰に、新たに研究開発マネジメント部門（仮）を創設</li> <li>大学・研究機関の経営層に向けた発信</li> </ul>

# コアファシリティ構築支援プログラム

## 背景・課題



**第5期科技基本計画期間中、研究組織（学科・専攻規模）単位での共用の取組は一定程度進展してきたが、以下が大きな課題。**

### ①大学・研究機関全体での共用文化の定着

- 教職員の一層の意識改革（脱私物化）とそれに伴うインセンティブの適正化（共用化装置・設備に係る維持管理費（人件費、消耗品費、メンテナンス費、修繕費等）の財源の確保）、共用ルールの策定・改善

### ②老朽化が進む共用装置の戦略的な更新

- 既存の全ての機器を維持・管理することは、（利用料収入を充てても）もはや不可能

### ③技術職員の組織的な育成・確保

- 共用化の拡大のためには、技術職員によるサポート・維持管理が必要だが、人材が不足

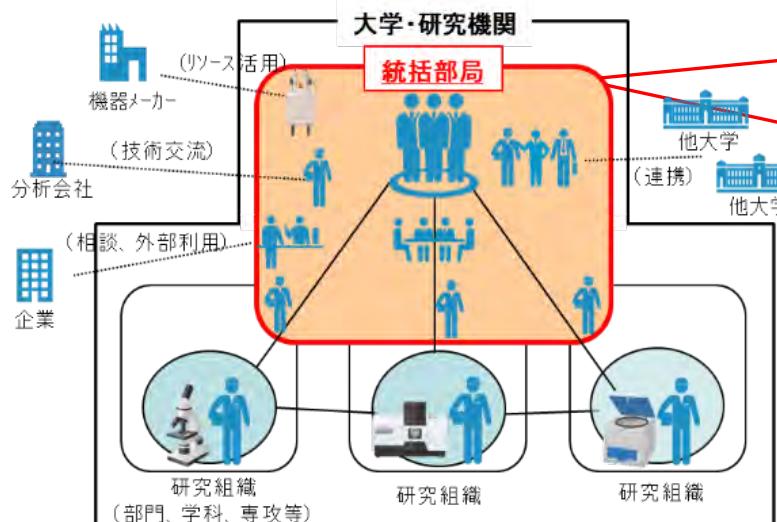
### ④教員の負担軽減

- 学内外の利用増に伴い、機器を管理する若手教員の負担が増加

- ✓ 研究機関全体の機器更新・維持管理の戦略立案と財源確保が必要（新共用実施者アンケート）
- ✓ 异動後も変わらず研究できるよう、コアファシリティ、共用施設の充実が大事（CSTI木曜会合）
- ✓ 技術職員のキャリアが見えず、適切な評価が必要。技術力向上の機会がない（技術職員有志の会）

- ✓ これらの状況を打破し、大学全体として、研究設備・機器群を戦略的に導入・更新・共用する仕組みを強化  
✓ 「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」（2020年1月23日CSTI本会議）に掲げられた達成目標である「大学・研究機関等における研究設備の共用体制を確立（2025年度）」の実現を目指す

## 実施体制・要件



### 【実施要件】

- 経営に関与する者（例えは理事クラス）をトップとし、財務・人事部局と連携した実態の伴った統括部局を設置
- 学内の共用設備群をネットワーク化し、統一的な共用ルール・システムを整備
- 統括部局において、外部機関からの共用機器の利用等の窓口機能を設置
- 維持・強化すべき研究基盤を特定し、全学的な研究設備・機器の整備運営方針を策定
- 整備運営方針を踏まえて、多様な財源により、共用研究設備・機器を戦略的に更新運営
- 技術職員やマネジメント人材のキャリア形成、スキルアップに係る取組を実施  
(学内に分散された技術職員の集約及び組織化、分野や組織を越えた交流機会の提供等)

### 事業スキーム

国



大学・研究法人等

支援対象機関：大学・研究機関

事業期間：原則 5 年

事業規模：最大50百万円/年・10機関（令和3年度採択）

最大60百万円/年・5機関（令和2年度採択）

(予算による主な支援内容)

- 研究設備等の再配置・再生・廃棄等、共通管理システムの構築
- 専門スタッフ（技術職員、事務職員、URA、RA等）の配置
- 専門スタッフの育成（研修等の実施）、利用者の育成

### 【科学技術の状況に係る総合的意識調査 (NISTEP定点調査2020) 報告書】

「組織内で研究設備等を共用するための仕組み」

5.1 ('16) ⇒ 4.8('20)

「創造的・先端的な研究開発・人材育成を行つための施設・設備競争」

4.8 ('16) ⇒ 4.2【不十分】('20)

### ＜評価を下げた理由の例＞

- 研究施設・機器の老朽化が進んでいる。[多数の記述]
- 研究機器等の維持管理・メンテナンスが困難
- 研究者個人の努力で研究施設・設備を維持
- 技術職員の確保に苦慮しており、継続的な活動が困難

### 【科学技術・イノベーション基本計画】(令和3年3月)

- 2021年度までに、国が研究設備・機器の共用化のためのガイドライン等を策定する。2022年度から、大学等が、研究設備・機器の組織内外への共用方針を策定・公表する。
- 組織的な研究設備の導入・更新・活用の仕組み（コアファシリティの強化）を確立する。

# 研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン

## 概要

～すべての研究者がいつでもアクセスできる共用システムの構築を目指して～



- 我が国の研究力強化のためには「人材」「資金」「環境」の三位一体改革が重要。研究設備・機器の「共用」の推進は、「環境」に係る重要施策として位置
- 各機関による幅広い共用の推進は、研究者に、より自由な研究環境を提供。各経営戦略に基づく研究設備・機器の共用を含めた計画的マネジメントが重要
- 研究・事務等の現場による共用の推進及び経営層による共用を通じた経営戦略の実現を図るため、各機関の参考手引きとして、国がガイドラインを策定

### 共用システムを推進する背景

#### 現状

- 一部の機関では設備・機器の共用の取組が進む一方、研究者が必ずしも必要な研究設備・機器にアクセスできていない
- 予算減少により設備・機器の新規購入や更新が困難など、研究環境を取り巻く状況は依然深刻

#### 方向

- 各機関が、研究設備・機器について、経営資源として果たす機能を再認識の上、共用をはじめとした新しい整備・運用計画の策定によって、経営戦略と明確に結びつけ、資源再配分・多様化を含めた研究マネジメントの最適化を実現し、研究力を強化

- 第6期科学技術・イノベーション基本計画
- 2021年度までに、国が研究設備・機器の共用化のためのガイドライン等を策定する。なお、汎用性があり、一定規模以上の研究設備・機器については原則共用とする。
  - また、2022年度から、大学等が、研究設備・機器の組織内外への共用方針を策定・公表する。
- 統合イノベーション戦略2022
- 「研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン」を周知し、大学等における研究設備・機器の組織内外への共用方針の策定・公表を促進することで、2025年度までに共用体制を確立する。

#### 共用システムを導入する機関としての意義とメリット

##### 限りある資源の効果的な活用

- 各機関は、共用に取り組むことを契機として、設備・機器に係る所要経費も含めた管理の実態を把握し、財務状況と経営戦略に鑑みた継続的な設備整備・運用が可能。（「戦略的設備整備・運用計画」の策定）

##### 外部連携の発展（共同研究、产学・地域連携）

- 多様なプロフェッショナルの協働による設備・機器の共用は、研究者コミュニティや産業界・地域との連携及び人材交流の基盤を形成することにより、各機関の新たな価値創出を促し、研究力の強化と経営力の底上げに寄与。（「チーム共用」の推進）

##### 効率的な管理・運用（時間・技術・資金のメリット）

- 設備・機器とそれを支える人材が、各機関における経営戦略基盤の一角として、一体的にマネジメントされることにより、研究者の研究時間確保や技術職員の技能向上・継承、設備・機器の継続的・効率的な整備・運用、並びに保有施設スペースの有効活用に寄与。

### 共用システムの構成にあたってのポイント（戦略的経営実現のための共用マインドセット改革、研究設備・機器を最大限活用・促進する共用システム改革、設備整備運用改革）

#### 基本的な考え方

##### 経営戦略における明確化

- 研究設備・機器を重要な経営資源の一つと捉え、研究設備・機器とそれを支える人材の活用を、機関の経営戦略に明確に位置づけることが重要。



##### 「チーム共用」の推進

- 役員、研究者、技術職員、事務職員、URA等の多様なプロフェッショナルが連携し、機関として研究設備・機器の共用推進への協働が重要（チーム共用）。



##### 「戦略的設備整備・運用計画」の策定

- 研究設備・機器に関連する多様な状況を把握・分析し、機関の経営戦略を踏まえた中長期的な「戦略的設備整備・運用計画」を策定することが重要。



#### 共用システムの構成・運営体制

##### 共用の経営戦略への位置づけ

- 各機関の経営戦略に、①設備・機器が重要な経営資源であること、②設備・機器の活用方策として共用が重要であること、③設備・機器の共用システムの構築・推進を図ること、を位置付けることが重要

##### 「統括部局」の確立

- 共用の推進を行う「統括部局」を、機関経営への参画を明確にし、明示的に位置付けることが重要。
- 共用を含め、機関全体の研究設備・機器マネジメントを担う組織として、設備・機器の整備・運用、それらに関わる仕組みやルールの策定、技術職員の組織化等を進めていくことが有効。

#### 連携

#### 共用システムの実装に関連する事項

##### 財務の観点

- 利用料金は、研究設備・機器の整備・運営をより継続的に維持・発展させていく上で重要な要素の一つと捉えることが重要
- 機関の経営戦略を踏まえつつ、個別の研究設備・機器や利用者のカテゴリーに応じた利用料金設定を検討することが有効
- 利用料金設定にあたり、設備・機器の多様な財源による戦略的な整備の観点から、財務担当部署が積極的に関与することが重要。

##### 人材の観点

- 技術職員は、高度で専門的な知識・技術を有しており、研究者とともに課題解決を担うパートナーとして重要な人材。
- 研究設備・機器の整備・運用にあたって技術職員が持つ能力や専門性を最大限に活用し、機関の経営戦略の策定にも参画するなど、活躍の場を広げていくことが望まれる。その際、貢献を可視化する取組も重要。

#### 共用の範囲・共用化のプロセス

- 戰略的な整備・運用には機関全体での共用システム整備が重要。
- 経営戦略を踏まえつつ、統括部局主導のもと、研究設備・機器の主たる利用の範囲を設定しつつ、利用範囲の拡大や、システム共通化について検討することが重要。
- その際、経営層や財務・人事部局も巻き込むことが有効。

#### 共用の対象とする設備・機器の選定

- 公的な財源による設備・機器の整備の場合、統括部局によるガバナンスの下、経営戦略に基づく共用化の検討・判断を行うことが望まれる
- ① 基盤的経費：共用化の検討を行うことが原則。
- ② 競争的研究費：プロジェクト期間中でも共用が可能なことを認識し、当該プロジェクトの推進に支障のない範囲で一層の共用化。

#### 具体的な運用方法

- ① 設備・機器の提供に関するインセンティブ設計
- ② 各機関の戦略に基づく運用を担保する内部規定類の整備
- ③ 使用できる設備・機器の情報の機関内外への見える化
- ④ 利用窓口の一元化・見える化、予約管理システムの活用
- ⑤ 不要となった設備・機器のリユース・リサイクル

# 先端研究設備・機器の共用推進に係る論点整理（概要）

## 1. 基本認識

- イノベーション創出のためには、若手研究者をはじめとしたすべての研究者がアクセスできる持続的な先端研究設備・機器の整備、それらの利活用による研究成果と新たな研究ニーズの創出、研究ニーズに基づく基盤技術の高度化・開発のサイクルが必要不可欠。
- 産学官が有機的に連携し、研究開発とそれに必要な先端研究設備・機器の開発が両輪として進むことが重要。

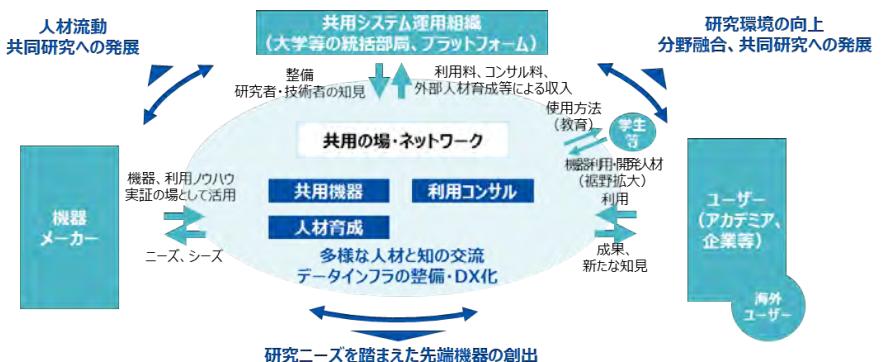
## 2. 現状と課題

- 国内有数の研究設備のプラットフォーム化や、機関全体としての組織的な研究設備の導入・更新・共用化の仕組みの構築（コアファシリティ化）は一定程度進展。
- 一方、イノベーション創出を意識した戦略的な共用の場・ネットワークの構築・運用は不十分。特に、共用の場・ネットワークを通じて、研究ニーズに基づく基盤技術開発や、それを研究に活用しながら汎用化していく環境、人材、仕組みが不足。我が国では、多くの分野において先端研究設備・機器の開発、導入が遅れ、研究競争において不利となる構造的問題も生じている。独創的研究には、研究現場で高度化された技術や装置が鍵であり、共用を核とした技術開発と研究及びその成果の社会実装が長期的に作用するエコシステム構築が必要。
- 共用の場は多様な研究データが蓄積される場であり、共用設備・機器を通じたデータ利活用の仕組み構築に向けた取組の促進が望まれる。
- コアファシリティ化の先進的取組が生まれている一方、経営層の意識改革の遅れや、研究基盤IR体制の不備、ノウハウ・人材・財源不足等により、共用化が進んでいない機関も見られ、機関格差が広がっている。全体を底上げする仕組みが必要。加えて、共用現場での継続的課題（共用化のインセンティブ設計、技術職員等の確保と育成・処遇改善・キャリアパス構築・評価、運用・利用の両面での利便性向上、産業界へのアプローチ、資金計画等）は依然として存在。実効性のある横の連携等による好事例の横展開が求められる。

## 3. 目指すべき方向性

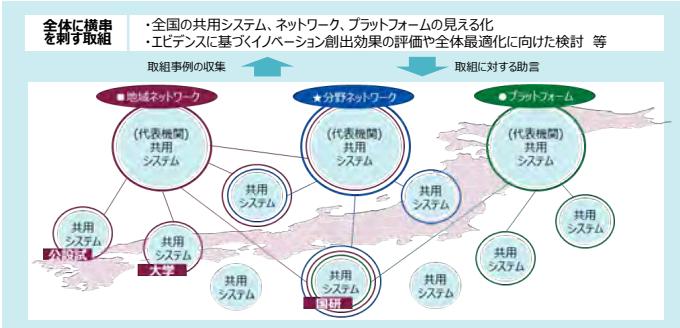
### ① エコシステム形成

- 持続的なイノベーション創出と国際競争力の確保に向けて、大学等の研究機関と機器メーカーが組織的に連携し、データ利活用や研究機器等のDX化及び技術職員の高度化に加え、若手研究者や学生等の次世代人材育成の観点なども含め、先端研究設備・機器の整備、利活用、開発が循環する研究基盤エコシステムを形成すべき。
- これに向けて、直ちに共用の場・ネットワークでの機器メーカーと連携した共用設備・機器の運用、実証の場としての活用等のモデルケース創出が求められる。



### ② 現場課題の解決と全体を底上げする仕組みの構築

- 我が国全体で研究設備・機器の効率的・効果的な整備・活用、利便性の向上を図るために、地域・分野等の枠組みで連携し、相互補完的にコアファシリティ化のノウハウ等を共有しながら、戦略的にリージェントな共用のネットワークを構築することが重要。
- 全体の見える化と、各取組のエビデンスに基づく評価を行いつつ、我が国全体の研究基盤の向上と最適化を図ることが必要。
- まずは、共用システム構築において一定程度成果を上げている機関のリーダーシップの下、機関間ネットワークの構築や、全国の共用システムについて技術人材も含めた見える化に着手し、効率的・効果的な共用化を促進することが求められる。



※共用システム：研究設備・機器について、機関の裁量によって機関内外のみならず、機関外の利用も可とする戦略的に構築された共用の仕組み。

## 4. 引き続き検討が必要な事項等

- エコシステムやネットワークに求められる機能や活動、また特に国が支援すべき部分については、引き続き具体的な検討が必要。
- 各機関での戦略性を持った研究設備・機器の整備・共用を促進するため、共用ガイドラインのさらなる普及及び改訂、各機関における現状分析、技術人材や資金の確保、民間のマネジメント手法の導入、共用すべき機器の取扱い選択、オープンクローズ戦略等の諸課題について考え方を整理していくことが重要。
- 世界と戦える最先端を追求すべき設備・機器の開発、導入、共用化については、近年の組織における汎用性のある機器の共用化を中心とした議論とは分けて、議論を深める必要がある。これまでの取組の成果を検証しつつ、重点分野の各種戦略等も踏まえた上で、今後の我が国の強みを活かした国際的プレゼンスの獲得に向けた共用の在り方について、関連する基盤技術の高度化・開発とそれを担う人材、研究データの利活用、選択と集中の観点も含め産学官での検討が求められる。
- これらの検討にあたっては、改めて近年の諸外国の状況に関する調査を実施することも必要。

# 大学共同利用機関法人について

## 大学共同利用機関法人とは

- 我が国の学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図るため、大学共同利用機関を設置して大学の共同利用に供する法人とされている。（国立大学法人法第1条）
- 大学共同利用機関法人4法人のもと、17の大学共同利用機関が設置されている。

【参考：国立大学法人法】

第1条 この法律は、大学の教育研究に対する国民の要請にこたえるとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図るため、国立大学を設置して教育研究を行う国立大学法人の組織及び運営並びに大学共同利用機関を設置して大学の共同利用に供する大学共同利用機関法人の組織及び運営について定めることを目的とする。

第2条第3項 この法律において「大学共同利用機関法人」とは、大学共同利用機関を設置することを目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう。

第2条第4項 この法律において「大学共同利用機関」とは、大学における学術研究の発展等に資するために設置される大学の共同利用の研究所をいう。

## 大学共同利用機関の特徴

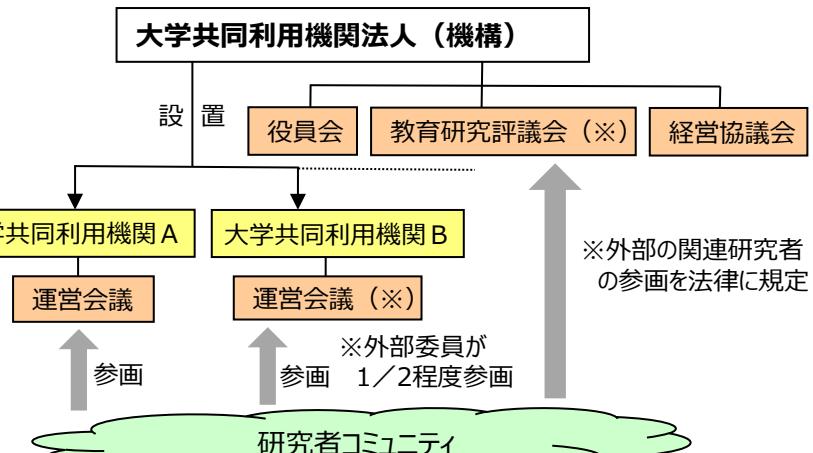
- 個々の大学に属さない大学の共同利用の研究所（国立大学法人法により設置された、大学と等質の学術研究機関）
- 個々の大学では整備できない大規模な施設・設備や大量のデータ・貴重な資料等を全国の大学の研究者に提供する我が国独自のシステム
- 各分野の研究者コミュニティの強い要望により、国立大学の研究所の改組等により設置された経緯
- 平成16年の法人化で、異なる研究者コミュニティに支えられた複数の機関が機構を構成したことにより、新たな学問領域の創成を企図

## 大学共同利用機関の組織的特性

- 外部研究者が約半数を占める運営会議が人事も含め運営全般に関与
- 常に研究者コミュニティ全体にとって最適な研究所であることを求められる（自発的改革がビルトインされた組織）
- 共同研究を行うに相応しい流動的な教員組織  
(例：大規模な客員教員・研究員枠、准教授までは任期制、内部昇格禁止等)

## 大学共同利用機関の取組内容

- 大規模な施設・設備や大量の学術データ等の貴重な研究資源を全国の大学の研究者に無償で提供
- 研究課題を公募し、全国の研究者の英知を結集した共同研究を実施
- 全国の大学に対する技術移転（装置開発支援、実験技術研修の開催）
- 狭い専門分野に陥りがちな研究者に交流の場を提供（シンポジウム、研究会等）
- 当該分野のCOEとして、国際学術協定等により世界への窓口として機能
- 優れた研究環境を提供し、大学院教育に貢献（大学院生の研究指導を受託、総合研究大学院大学の専攻を設置）



- ①研究課題の設定、②共同研究の実施方法、
- ③施設・設備や学術資料の整備・収集方針、
- ④研究者人事等について、コミュニティの意見を反映

# 各大学共同利用機関法人（4法人）の構成

※職員数は令和6年5月1日現在  
事業規模は令和5年度決算による

## 人間文化研究機構

研究分野：人間の文化活動並びに人間と社会  
及び自然との関係に関する研究

職員数：534名  
研究教育職員 263名  
技術職員 26名  
事務職員 245名

事業規模：121.7億円（うち運営費交付金 114.0億円）

## 自然科学研究機構

研究分野：天文学、物質科学、エネルギー科学、  
生命科学その他の自然科学に関する研究

職員数：960名  
研究教育職員 485名  
技術職員 244名  
事務職員 231名

事業規模：312.5億円（うち運営費交付金 242.4億円）

## 高エネルギー加速器研究機構

研究分野：高エネルギー加速器による素粒子、原子核並びに  
物質の構造及び機能に関する研究並びに高エネ  
ルギー加速器の性能の向上を図るための研究

職員数：789名  
研究教育職員 410名  
技術職員 173名  
事務職員 206名

事業規模：298.8億円（うち運営費交付金 168.0億円）

## 情報・システム研究機構

研究分野：情報に関する科学の総合研究並びに当該  
研究を活用した自然科学及び社会における  
研究諸現象等の体系的な解明に関する研究

職員数：694名  
研究教育職員 358名  
技術職員 104名  
事務職員 232名

事業規模：284.7億円（うち運営費交付金 214.7億円）

### 設置する大学共同利用機関( 6 機関) :

- **国立歴史民俗博物館** (千葉)
- **国文学研究資料館** (東京)
- **国立国語研究所** (東京)
- **国際日本文化研究センター** (京都)
- **総合地球環境学研究所** (京都)
- **国立民族学博物館** (大阪)

### 【主な共同利用の研究設備】

- ・高分解能マルチコレクタICP質量分析装置
- ・安定同位体比測定用質量分析装置等



### 【主な共同利用の研究資料・データ】

- ・統合検索システムnihuBridge (歴史学、国文学、民族学等の資料・研究成果)
- ・言語資源「コーパス」 (大規模なテキスト・音声のサンプルデータベース)
- ・書籍 (和漢書、古典籍、古文書等の原本・写本・マイクロフィルム等)
- ・標本資料 (民族学、文化人類学、歴史学、考古学、民俗学等)
- ・映像音響資料 (日本映画、伝統芸能、民族文化等)



日本語の歴史的典籍

### 設置する大学共同利用機関( 5 機関) :

- **国立天文台** (東京ほか)
- **核融合科学研究所** (岐阜)
- **基礎生物学研究所** (愛知)
- **生理学研究所** (愛知)
- **分子科学研究所** (愛知)

### 【主な共同利用研究設備】

- ・すばる望遠鏡 (ハワイ島)
- ・アルマ望遠鏡 (チリ)
- ・大型ヘリカル装置LHD
- ・UVSOR (放射光施設)



すばる望遠鏡【国立天文台】



大型ヘリカル装置【核融合科学研究所】

### 【主な共同利用の研究資料・データ】

- ・災害に備えた生物遺伝資源の保存・管理 (バイオバックアッププロジェクト)
- ・天文観測アーカイブ
- ・LHD実験データベース
- ・ナショナルバイオリーストプロジェクトにおけるメダカ、靈長類等

### 【主な共同利用の研究設備】

- ・Bファクトリ (スーパーKEKB + Belle II 測定器)
- ・J-PARC (大強度陽子加速器施設)
- ・PF/PF-AR (放射光科学研究施設)



SuperKEKB / Belle II 実験



大強度陽子加速器 (J-PARC)

### 【主な共同利用の研究手段】

- ・放射光、中性子、ミュオン、低速陽電子の利用研究
- ・代行測定・解析 (放射光)
- ・加速器関連技術の支援 (超伝導、低温他)

### 【主な共同利用の研究設備】

- ・低温実験施設
- ・二次イオン質量分析計
- ・スーパーコンピュータシステム (統計科学、遺伝研)
- ・SINET 6



SINET 6

【国立情報学研究所】



南極観測【国立極地研究所】

### 設置する大学共同利用機関( 4 機関) :

- **国立極地研究所** (東京)
- **国立情報学研究所** (東京)
- **統計数理研究所** (東京)
- **国立遺伝学研究所** (静岡)

### 【主な共同利用の研究資料・データ】

- ・極域関係資料 (アイスコア、隕石等)
- ・日本人の国民性と国際比較調査データ
- ・モデル生物リソース (マウス、ショウジョウバエ、ヒドゥ、仔、大腸菌等)
- ・DDBJ (日本DNAデータバンク)



SINET 6

【国立情報学研究所】

南極観測【国立極地研究所】

【国立遺伝学研究所】

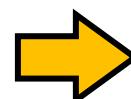
【統計数理研究所】

(2) - 13 - 6

# 国公私立大学を通じた「共同利用・共同研究拠点」制度について

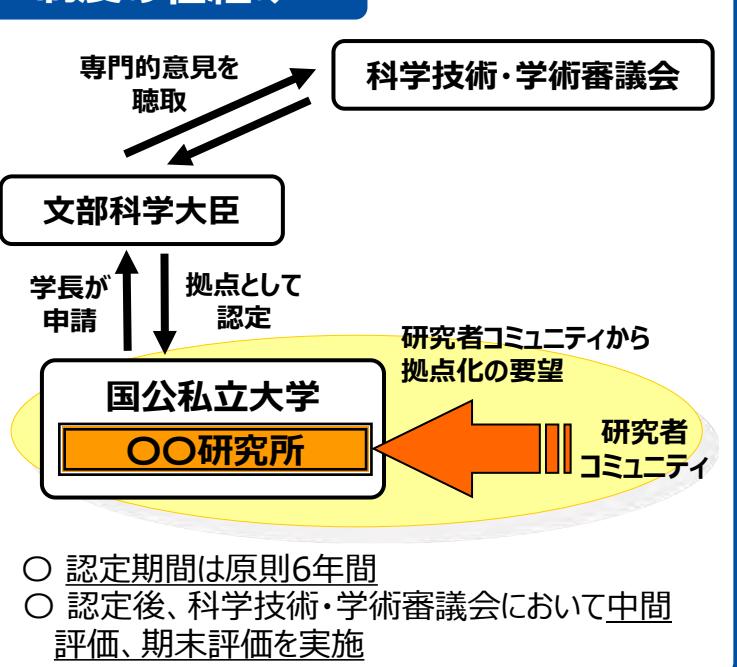
## 制度の趣旨等

- 個々の大学の枠を越えた共同利用・共同研究は、従来、国立大学の全国共同利用型の附置研究所や研究センター、大学共同利用機関を中心に推進
- 我が国全体の学術研究の更なる発展のためには、個々の大学の研究推進とともに、国公私立を問わず大学の研究ポテンシャルを活用して研究者が共同で研究を行う体制を整備することが重要
- このため、国公私立大学を通じたシステムとして、文部科学大臣による共同利用・共同研究拠点の認定制度を創設（平成20年7月）



我が国の学術研究の基盤強化と新たな学術研究の展開

## 制度の仕組み



## 制度の特徴

### 3つの類型の拠点を認定

- ① **単独型拠点**
  - ② **拠点ネットワーク**  
複数拠点の研究ネットワークにより構成
  - ③ **連携型拠点**  
大学以外の研究施設(大学共同利用機関や国立研究開発法人の研究施設等)が「連携施設」として参画
- 国際的な拠点を別途、「国際共同利用・共同研究拠点」として認定（平成30年度～）

#### 【単独型拠点】

大学の附置研究所A

大学の附置研究所A  
(中核施設)

#### 【拠点ネットワーク】

大学の附置研究所B  
大学の附置研究所C

大学の附置研究所A

#### 【連携型拠点】

大学共同利用機関B  
(連携施設)  
国立研究開発法人Cセンター  
(連携施設)

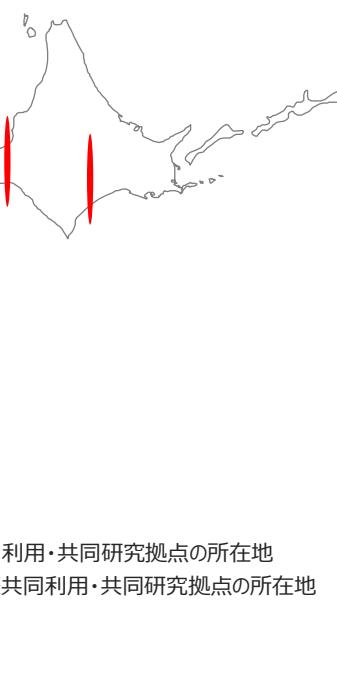
# 共同利用・共同研究拠点及び国際共同利用・共同研究拠点一覧（令和6年4月現在）

## 単独型(国立大学):28大学65拠点

- 北海道大学**  
遺伝子病制御研究所  
人獣共通感染症国際共同研究所  
スラガ・ユーラシア研究センター  
低温科学研究所
  - 帯広畜産大学**  
原虫病研究センター
  - 東北大学**  
加齢医学研究所  
電気通信研究所  
先端量子ビーム科学研究所  
電子光物理学研究部門  
流体科学研究所
  - 筑波大学**  
計算科学研究所  
つくば機能植物イノベーション研究センター  
ヒューマン・リ・パフォーマンス先端研究センター
  - 群馬大学**  
生体調節研究所
  - 千葉大学**  
環境リモートセンシング研究センター  
真菌医学研究センター
  - 東京大学**  
空間情報科学研究所  
地震研究所  
史料編纂所  
素粒子物理国際研究所  
大気海洋研究所  
物性研究所
  - 東京医科歯科大学**  
難治疾患研究所
  - 東京外国语大学**  
アジア・アフリカ言語文化研究所
- 東京工業大学**  
科学技術創成研究院  
理工系材料研究所
  - 一橋大学**  
経済研究所
  - 新潟大学**  
脳研究所
  - 金沢大学**  
がん進展制御研究所  
環日本海域環境研究センター
  - 名古屋大学**  
宇宙地球環境研究所  
低温プローブマ科学研究所  
未来材料・システム研究所
  - 京都大学**  
医学研究所  
理工系-理工学研究所  
基礎物理学研究所  
経済研究所  
人文科学研究所  
生存圏研究所  
生態学研究センター
  - 高知大学**  
海洋学研究所
  - 九州大学**  
応用力学研究所  
生体防御医学研究所  
マス・フォア・インダストリ研究所
  - 大阪大学**  
社会経済研究所  
接合科学研究所  
蛋白質研究所  
微生物病研究所  
レーザー科学研究所
  - 鳥取大学**  
国際乾燥地研究教育機構  
乾燥地研究センター
  - 岡山大学**  
資源植物科学研究所  
惑星物質研究所
  - 佐賀大学**  
海洋工学・研究所
  - 長崎大学**  
高度感染症研究センター  
熱帯医学研究所
  - 徳島大学**  
先端酵素学研究所
  - 愛媛大学**  
沿岸環境科学研究所  
地球深部ダイミクス研究センター  
アート・センターセンター
  - 熊本大学**  
発生医学研究所
  - 熊本大学・富山大学(共同設置)**  
先進軽金属材料国際研究機構
  - 琉球大学**  
熱帯生物圏研究センター

## 国際共同利用・共同研究拠点 (国立大学):4大学6拠点

- 東北大学**  
金属材料研究所
- 東京大学**  
医科学研究所  
宇宙線研究所
- 京都大学**  
化学研究所  
数理解析研究所
- 大阪大学**  
核物理研究センター



## 7拠点ネットワーク

## :19大学27拠点、5連携施設

- 【学際大規模情報基盤共同利用・共同研究拠点】
- 北海道大学** 情報基盤センター
  - 東北大学** サイバーサインセンター
  - ★**東京大学** 情報基盤センター
  - 東京工業大学** 学術国際情報センター
  - 名古屋大学** 情報基盤センター
  - 京都大学** 学術情報デジタルセンター
  - 大阪大学** サイバーバイオセンター
  - 九州大学** 情報基盤研究開発センター

\*★印は中核施設

## 【物質・デバイス領域共同研究拠点】

- 北海道大学** 電子科学研究所
- 東北大学** 多元物質科学研究所
- 東京工業大学** 科学技術創成研究院・化学生命科学研究所
- ★**大阪大学** 産業科学研究所
- 九州大学** 先導物質化学研究所

## 【生体医工学共同研究拠点】

- ★**東京医科歯科大学** 生体材料工学研究所
- 東京工業大学** 科学技術創成研究院・未来産業技術研究所
- 静岡大学** 電子工学研究所
- 広島大学** 半導体産業技術研究所

## 【放射線災害・医科学研究拠点】

- ★**広島大学** 原爆放射線医科学研究所
- 長崎大学** 原爆後障害医療研究所
- 福島県立医科大学** ふくしま国際医療科学センター

## 【放射能環境動態・影響評価ネットワーク共同研究拠点】

- 弘前大学** 被ばく医療総合研究所
- 福島大学** 環境放射能研究所
- ★**筑波大学** 放射線・アート・トープ・地球システム研究センター
- <連携施設>
- 日本原子力研究所** 福島研究開発部門
- 福島研究開発拠点 廃炉環境国際共同研究センター
- 国立環境研究所** 福島地域協働研究拠点
- 環境科学技術研究所**

## 【触媒科学計測共同研究拠点】

- ★**北海道大学** 触媒科学研究所
- 大阪公立大学** 人工光合成研究センター
- <連携施設>
- 産業技術総合研究所** 触媒化学融合研究センター

## 【糖鎖生命科学連携ネットワーク型拠点】

- ★**名古屋大学・岐阜大学(共同設置)** 糖鎖生命アソシエーション
- 創価大学** 糖鎖生命システム融合研究所
- <連携施設>
- 自然科学研究機関** 生命創成探求センター

## 単独型(私立大学):15大学16拠点

- 自治医科大学**  
先端医療技術開発センター
  - 慶應義塾大学**  
パラレル設計・解析センター
  - 昭和大学**  
発達障害医療研究所
  - 玉川大学**  
脳科学研究所
  - 東京農業大学**  
生物資源ゲノム解析センター
  - 東京理科大学**  
総合研究院火灾科学研究所
  - 法政大学**  
野上記念法政大学能楽研究所
  - 明治大学**  
先端数理科学インスティテュート
- 早稲田大学**  
各務記念材料技術研究所  
坪内博士記念演劇博物館
  - 東京芸術大学**  
風工学研究センター
  - 中部大学**  
中部高等学術研究所国際GISセンター
  - 藤田医科大学**  
医科学研究センター
  - 京都芸術大学**  
舞台芸術研究センター
  - 大阪商業大学**  
JGSS研究センター
  - 関西大学**  
リソネットワーク戦略研究機構
  - 札幌医科大学**  
理工系医学研究所
  - 会津大学**  
宇宙情報科学研究所
  - 北九州市立大学**  
環境技術研究所先制医療工学研究センター／計測・分析センター
  - 横浜市立大学**  
先端医科学研究所
  - 名古屋市立大学**  
創薬基盤科学研究所  
不育症研究センター
  - 大阪公立大学**  
数学研究所  
都市科学・防災研究センター  
附属植物園  
全固体電池研究所
  - 和歌山县立医科大学**  
みらい医療推進センター

## 単独型(公立大学):8大学12拠点

- 兵庫県立大学**  
自然・環境科学研究所天文科学センター
- 立命館大学**  
アート・リサーチセンター

国立大学が中核の拠点	拠点数 計	単独型	拠点ネットワーク	国際拠点
78	65	7	6	

公私立大学が中核の拠点	拠点数 計	単独型	拠点ネットワーク	国際拠点
29	28	0	1	

## 現状・課題

- 我が国とASEANは友好協力50周年を迎え、次の50年に向け、眞の友人として「心と心の触れあう」相互信頼関係をさらに強化する、またない機会。
- 近年、ASEAN諸国の成長は目覚ましく、また、地政学的な重要度も上昇。日ASEAN間の関係強化がより一層重要なに。
- これまで、科学技術分野では、長年にわたり共同研究や人材交流を中心に積み上げてきた実績が存在。これらを礎にしつつ、重層的な協力関係をさらに強化し、新たなイノベーションを共創していく関係へと発展させる。

## 事業内容

- ASEAN諸国とは、これまで長年にわたり国際共同研究や研究人材交流を行ってきたところ。
- これまでの取組を基盤としつつ、国際共同研究、人材交流・育成など、幅広い取り組みを通じ、持続可能な研究協力関係をさらに強化。

## 【事業スキーム】

- ◆ ASEAN諸国の科学技術力等を踏まえつつ、相手国ニーズに応じた柔軟かつ重層的な取り組みを基金により支援。
- ◆ 具体的には、以下の取り組みを想定。
  - ✓ **国際共同研究**：共通重点課題での共同研究、共通社会課題の解決や研究成果の社会実装に向けた取り組み
  - ✓ **人材交流・育成**：高校生を含む若手人材の交流・育成
  - ✓ **拠点**：既存拠点の体制・機能強化を含めた科学技術分野での協力の拠点を形成

事業実施期間 5年程度

事業規模 数千万～1億円/年・課題程度



## 成果・インパクト

ASEAN諸国の多様性を最大限活かしてそれぞれの国の強みを發揮しつつ、日ASEAN 双方の強みをあわせ、双方の課題に取り組み、双方の期待に応え、共創するパートナーとして共に成長。

## 【基本スキーム例】



※具体的な取組内容については、相手国ニーズや社会情勢を踏まえ個別に検討

# 先端国際共同研究推進事業／プログラム

## 背景・課題

- 我が国は、国際共同研究の相手国として、欧米等先進国から高い期待を向けられている。近年の地政学的变化を受け、この期待はますます高まっているところ。
- 一方、国際共著論文数が諸外国と比べて相対的に低下、研究者交流の停滞など、現在、**世界の国際頭脳循環のネットワークの中に入っていない**。
- 大きな要因として、以下 2 点がネガティブに運動。
  - ①**既存の国際共同研究の枠組みの規模・支援期間が十分ではなく** ("too little, too late"との評価が定着)、欧米等先進国が実施する規模の国際共同研究には対応できていない。
  - ②日本人研究者の**国際科学トップサークルからの脱落、若手人材の育成機会の損失**が生じている。

## 事業概要

- 高い科学技術水準を有する**欧米等先進国を対象**として、**政府主導で設定する先端分野**における研究開発成果創出を目的とする**大型国際共同研究に十分な予算**を担保。
- 両国のファンディングエージェンシーが協働しつつ、**課題単価や支援時期等を柔軟に設定**することで、**より戦略的・機動的**に国際共同研究を支援できるよう**基金を造成**。
- 上記の国際共同研究を通じ、**国際科学トップサークルへの日本人研究者の参入を促進**とともに、**両国の優秀な若手研究者の交流・コネクションの強化**も図ることで**国際頭脳循環を推進**し、長期的な連携ネットワークの構築に貢献。

### 支援内容

支援分野	内閣府主導の下で設定した先端分野
支援規模	最大100百万円／年・課題程度
支援期間	原則 5 年
支援対象	原則、各国の有力資金配分機関から十分な研究資金を得ている各國トップ研究者との連携を希望する日本側研究者チーム



### アウトプット(活動目標)

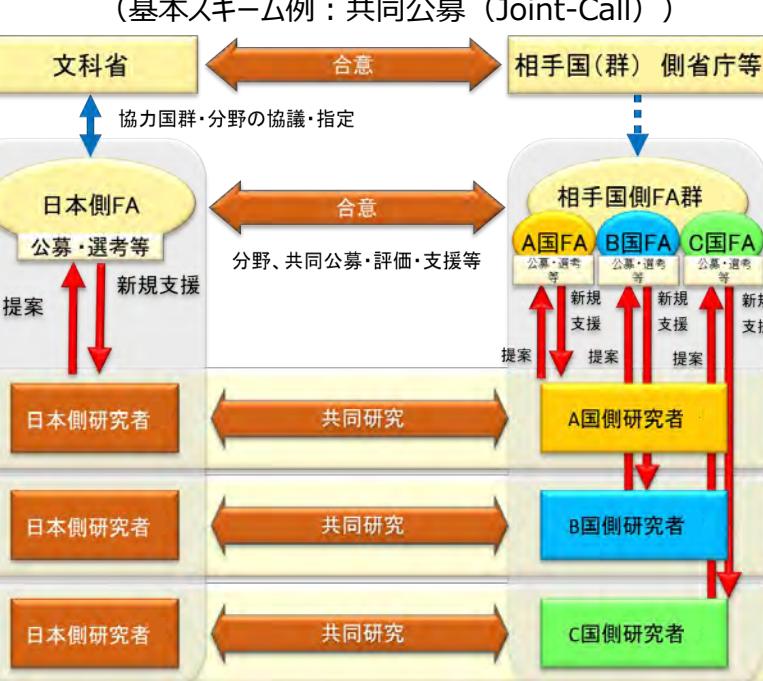
- ・国際共同研究の抜本的強化
- ・若手研究者の交流・コネクションの強化
- ・日本人研究者の国際科学トップサークルへの参画

### アウトカム(成果目標)

- ・世界トップレベルの研究成果の創出
- ・次世代のトップ研究者の輩出
- ・国際頭脳循環の推進

### インパクト(国民・社会への影響)

- ・日本の相対的な研究力低下の傾向に歯止めをかけ、国際競争力を確実に高めることができる。



# 大学研究力強化に向けた施策の全体像について

研究大学への全学的な支援

国際卓越研究大学  
(当面数校程度)

世界最高水準の研究大学の実現



国際卓越  
研究大学



国際卓越  
研究大学

※大学ファンドの運用益による支援

※大学・高専機能強化支援事業や国立大学経営改革促進事業等による支援も行っている。

特定の強い分野における人材流動や  
共同研究の促進等を通じ、  
**共に発展できる関係を構築**



地域の中核・特色ある研究大学

魅力ある拠点形成による大学の特色化



共創の場



世界  
トップレベルの  
研究拠点



地方創生  
のハブ

※地域中核研究大学等強化促進基金による支援

※指定国立大学法人の指定を受けた国立大学法人については国立大学法人法に基づく規制緩和等を実施。

国際卓越研究大学制度



地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ

拠点支援

**魅力ある研究拠点や産学官共創拠点の形成により、大学の強みを構築  
(WPIや共創の場形成支援等の拠点形成事業や、自治体・各府省施策など)**

組織・分野を超えた連携の強化・拡大

**組織・分野の枠を超えた共同利用・共同研究機能により、全国の大学に点在する研究者を支援  
(大学共同利用機関や共同利用・共同研究拠点など)**

研究者個人/チームへの支援

※大学ファンドの運用益の一部は博士課程学生への支援にも活用されている。

**研究者個人やチームによるプロジェクト活動 (科研費や創発的研究支援事業など)**

**優秀な博士課程学生の輩出や、地域/グローバル人材の育成**

**(特別研究員制度、大学フェローシップ創設事業、次世代研究者挑戦的研究プログラム、リカレント教育推進事業など)**

基盤的支援

日常的な教育研究活動・大学の運営

**(国立大学法人運営費交付金や私立大学等経常費補助金など)**

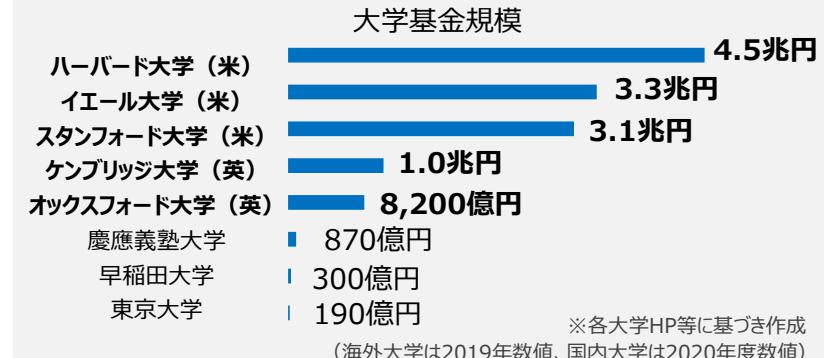
# 世界と伍する研究大学の実現に向けた 大学ファンドの創設

令和4年度財政投融資計画額	4兆8,889億円
令和3年度補正予算額	6,111億円
令和3年度財政投融資計画額	4兆円
令和2年度補正予算額	5,000億円

## 背景・課題

- 近年、我が国の研究力は、世界と比べて相対的に低下。他方、[欧米の主要大学は数兆円規模のファンドの運用益を活用](#)し、研究基盤や若手研究者への投資を拡大。
- 大学は多様な知の結節点であり、最大かつ最先端の知の基盤。我が国の成長とイノベーションの創出に当たって、[大学の研究力を強化することは極めて重要](#)。
- 我が国の大学の国際競争力の低下や財政基盤の脆弱化といった現状を打破し、[大学を中心としたイノベーション・エコシステムを構築](#)するため、これまでにない手法により[世界レベルの研究基盤の構築のための大膽な投資](#)を実行する。

## 欧米主要大学の基金規模



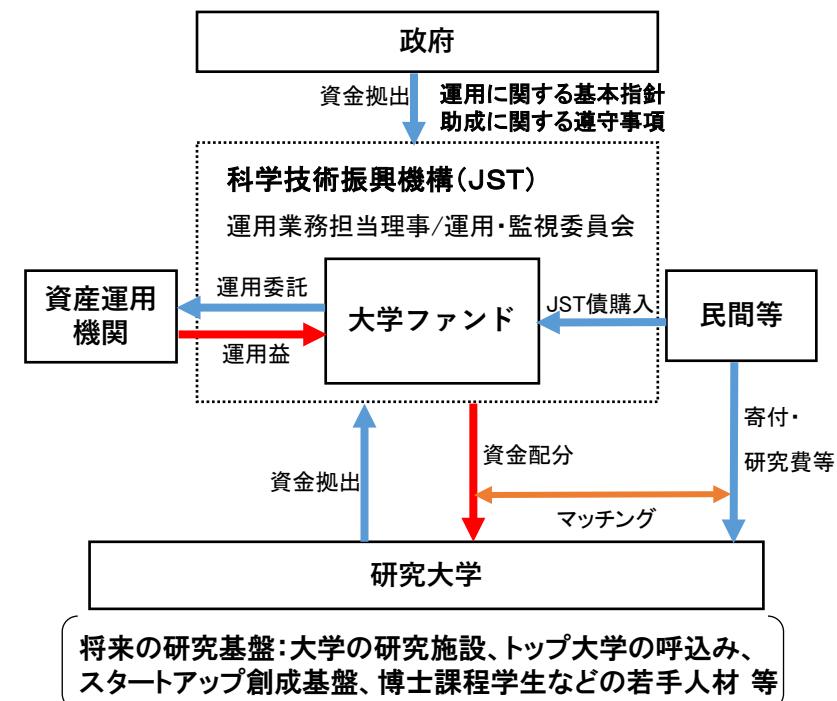
## 事業内容

- 我が国においても、世界と伍する研究大学を構築していくことが重要との観点から、[科学技術振興機構\(JST\)に大学ファンドを設置](#)し、令和3年度末に運用開始。
- 世界最高水準の研究大学を形成するため、[10兆円規模の大学ファンドを創設](#)し、研究基盤への長期的・安定的な支援を行うことにより、我が国の研究大学における[研究力を抜本的に強化](#)する。

### 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定) (抄)

世界最高水準の研究大学を形成するため、10兆円規模の大学ファンドを本年度内に実現する。本年度末目途に運用を開始し、世界に比肩するレベルの研究開発を行う大学の博士課程学生、若手人材育成等の研究基盤への大胆な投資を行う。財政融資資金の償還確実性の担保の観点から、償還期には過去の大きな市場変動にも耐えられる水準の安定的な財務基盤の形成を目指す。

また、世界と伍する研究大学に求められる、ガバナンス改革など大学改革の実現に向けて、新たな大学制度を構築するための関連法案の次期通常国会への提出を目指す。本ファンドの支援に当たっては、参画大学における自己収入の確実な増加とファンドへの資金拠出を懇意とする仕組みとし、世界トップ大学並みの事業成長を図る。将来的には、政府出資などの資金から移行を図り、参画大学が自らの資金で大学固有基金の運用を行うことを目指す。併せて、科学技術分野において世界と戦える優秀な若手研究者の人材育成等を行う。それにより、世界最高水準の研究環境の構築や高等教育の質の向上を図る。



# 地域中核・特色ある研究大学強化促進事業

## (Program for Forming Japan's Peak Research Universities : J-PEAKS)

令和4年度第2次補正予算額

1,498億円



### 背景・課題

- 近年、我が国の研究力の低下が指摘されている中、**日本全体の研究力の発展をけん引する研究大学群の形成のため**には、大学ファンドによる国際卓越研究大学と、**地域中核・特色ある研究大学\***が共に発展するスキームの構築が必要不可欠
  - \* ①強みを持つ特定の学術領域の卓越性を発展させる機能、②地球規模の課題解決や社会変革に繋がるイノベーションを創出する機能、③地域産業の生産性向上や雇用創出を牽引し、地方自治体、産業界、金融業界等との協働を通じ、地域課題解決をリードする機能：これらのいずれか又は組み合わせた機能を有する大学
- そのためには、地域中核・特色ある研究大学が、特色ある研究の国際展開や、地域の経済社会や国内外の課題解決を図っていけるよう、特定分野の強みを核に大学の活動を拡張させるとともに、大学間での効果的な連携を図ることで、研究大学群として発展していくことが重要

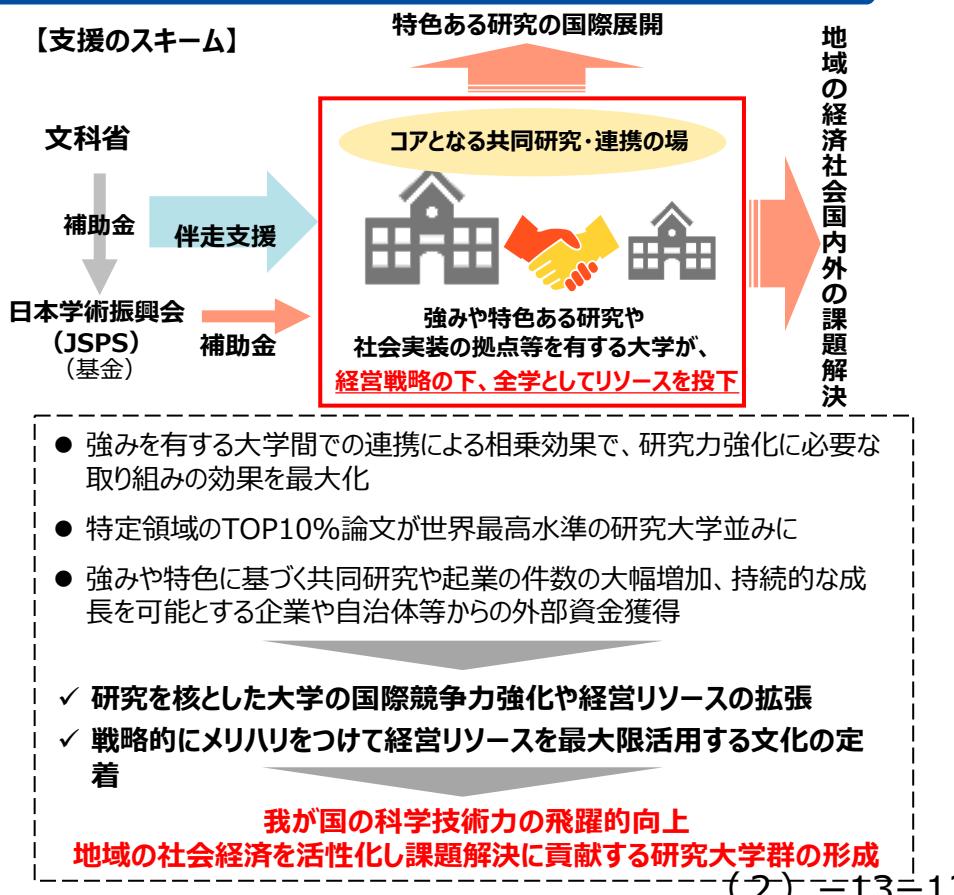
### 事業内容

研究力の飛躍的向上に向けて、**各大学が10年後の大学ビジョンを描き、そこに至るための、強みや特色ある研究力を核とした経営戦略の下、大学間での連携\***も図りつつ、研究活動の国際展開や社会実装の加速・レベルアップの実現に必要なハードとソフトが一体となった**環境構築の取組を支援**

\* 連携を行うことが目的ではなく、学内に不足するリソースや課題を戦略的に補完するために連携

#### 【事業概要】

- 事業実施期間：令和5年度～（5年間、基金により継続的に支援）
- 支援件数：最大25件程度（令和5年度に12件採択済）
- 支援対象：  
**強みや特色ある研究や社会実装の研究拠点**（WPIやCOI-NEXT等の拠点形成事業、地方自治体・各府省施策、大学独自の取組等によるもの）**等を有する国公私立大学**のうち、**研究力の向上戦略を構築した上で、全学としてリソースを投下する大学**  
※ 5年度目を目途に評価を行い、進捗に応じて、必要な支援を展開できるよう、文部科学省及びJSPSにおいて取組を継続的に支援（最長10年を目途）
- 支援内容：
  - A) 戰略的実行経費（最大25億円程度（5億円程度／年）／件）  
研究戦略の企画・実行、技術支援等を行う専門人材の人員費、調査その他研究力の向上戦略の実行に必要な経費
  - B) 研究設備等整備経費（最大30億円程度／件）  
研究機器購入費、研究・事務DX、研究機器共用の推進を含む研究環境の高度化に向けて必要となる環境整備費等



## 2. 第7期科学技術・イノベーション基本計画の検討に向けた基本的考え方（案）

科学技術・学術審議会  
総会（第72回）  
R6.9.2  
資料2-5（抜粋）

### ◆ 基本的考え方：

- ・社会課題が多様化、複雑化し、近未来であっても予見はますます困難。
- ・そのような中、10年後、20年後を見据えると、結局、多様なSTI人材を育成するとともに、研究者が自由な発想のもと安心して研究に打ち込める環境を整え、豊富な知を生み出していくことこそが、我が国が進んでいく道。
- ・そういうメッセージを、特に今後の科学技術・イノベーションを支え、実行していく若者世代を中心、国民に対して具体策とともに訴えるメッセージとして打ち出していくべきではないか。

### ◆ 3つの柱と具体策の主な例（具体例は継続して検討）：

#### 研究力

- ・研究に集中できる環境の整備（研究設備・機器へのアクセスの確保、研究時間の確保等）
- ・共同利用・共同研究体制の機能強化
- ・研究者の自由な発想に基づく研究を支える研究費の充実
- ・オープンサイエンスの推進 等

#### 国際戦略

- ・経済安全保障の重要性の高まりへの対応
- ・戦略的な国際連携、国際頭脳循環の推進
- ・国際連携の基盤となる信頼性のある研究環境の整備（研究インテグリティ、研究セキュリティ） 等

#### 人材育成

- ・博士後期課程学生等への支援
- ・研究開発マネジメント人材の育成・確保
- ・研究者・技術者の育成・確保
- ・次世代のSTI人材の育成 等

### （3）国公私の設置者別等の取組

関連資料

# マーチン・トロウによる高等教育システムの発展段階論

米国の社会学者マーチン・トロウは、高等教育への進学率が15%を超えると、高等教育は「エリート段階」から「マス段階」へと移行するとし、さらに、進学率が50%を超えると「ユニバーサル段階」と呼んでいる。

※「ユニバーサル」というのは、一般的に「普遍的な」と訳されるが、マーチン・トロウによると、ユニバーサル段階(ユニバーサル・アクセス)とは、誰もが進学する「機会」が保証されている状態とされる。

## マーチン・トロウによる高等教育システムの発展段階論

段階(進学率)	エリート段階(~15%)	マス段階(15~50%)	ユニバーサル段階(50%~)
高等教育の機会	少数者の特権	相対的多数者の権利	万人の義務
高等教育の目的	人間形成・社会化	知識・技能の伝達	新しい広い経験の提供
高等教育の主要機能	エリート・支配階級の精神や性格の形成	専門分化したエリート養成 +社会の指導者層の育成	産業社会に適応しうる全国民の育成
教育課程	高度構造化(剛構造的)	構造化+弾力化(柔構造的)	非構造的(段階的学習方式の崩壊)
学生の進学パターン	中等教育後ストレートに大学進学、中断なく学修して学位取得。中退率低い。	中等教育後のノンストレート進学や 一時的修学停止、中退率増加。	入学期の遅れ、成人・勤労学生の進学、 社会人経験者の再入学の増加。
高等教育機関の特色	同質性 (共通の高い基準を持った大学と専門分化した専門学校)	多様性 (多様なレベルの水準を持つ高等教育機関。総合性教育機関の増加)	極度の多様性 (共通の一定水準の喪失、スタンダードそのものの考え方が疑問視される)
社会と大学の境界	明確な区分、閉じられた大学	相対的に希薄化、開かれた大学	境界区分の消滅、大学と社会の一体化
意思決定の主体	小規模のエリート集団	エリート集団+利益集団+政治集団	一般公衆
学生の選抜原理	中等教育での成績又は試験による選抜 (能力主義)	能力主義+個人の教育機会の均等化原理	万人のための教育保証+集団としての達成水準の均等化

# 高等教育機関別設置の意義・目的

## (1)大学・専門職大学

第八十三条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

② 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

第八十三条の二 前条の大学のうち、深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的とするものは、専門職大学とする。

第九十九条 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

② 大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。

## (2)短期大学・専門職短期大学

第一百八条 大学は、第八十三条第一項の目的に代えて、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は実際生活に必要な能力を育成することを主な目的とすることができる。

② 前項に規定する目的をその目的とする大学は、その修業年限を二年又は三年とする。

③ 前項の大学は、短期大学と称する。

④ 第二項の大学のうち、深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を育成することを目的とするものは、専門職短期大学とする。

## (3)高等専門学校

第一百十五条 高等専門学校は、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。

② 高等専門学校は、その目的を実現するための教育を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

## (4)専修学校専門課程

第一百二十四条 第一条に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うもの(当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び我が国に居住する外国人を専ら対象とするものを除く。)は、専修学校とする。

一 修業年限が一年以上であること。

二 授業時数が文部科学大臣の定める授業時数以上であること。

三 教育を受ける者が常時四十人以上であること。

第一百二十五条 専修学校には、高等課程、専門課程又は一般課程を置く。

③ 専修学校の専門課程においては、高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれに準ずる学力があると認められた者に対して、高等学校における教育の基礎の上に、前条の教育を行うものとする。

# 国公私立大学の役割

## (国公私の役割)

我が国の高等教育機関における国公私の設置者別の役割の在り方について、その原型の誕生は明治期までさかのぼる。

国立大学は、明治10(1877)年に「東京大学」が創設されたところに始まった。公立大学や私立大学は、維新の改革動向に触発された国民の学習意欲の高まりに支えられて、数多くの公私立専門教育機関が設立されたところが出発点となり、大正7(1918)年に大学令が公布されたのちも、大正期だけでも4の公立大学、22の私立大学が発足するに至った。

戦後、昭和22(1947)年に学校教育法が制定され、新制国立大学の設置については、文部省が総合的な実施計画を立案することになったが、我が国の大学の大都市への集中を避けること、また、教育の機会均等を実現することが当時の命題とされた。

他方、昭和30(1955)年頃までに我が国の経済の復興と再建が進み、国民の高等教育への進学希望は著しく高まった。このような高等教育に対する個人的、社会的な要請に対応して、我が国の高等教育機関は拡充・発展の一途をたどるが、極めて速いスピードで行われた量的拡大の主たる担い手は私立大学であった。こうした高等教育の発展の経緯を踏まえて、国公私の役割を検討することが、今後の高等教育改革にとって必要不可欠である。

## (国立大学の役割)

国立大学については、平成17(2005)年「将来像答申」で述べられた役割が、2040年に向けて、どう変化していくのか、という観点で検討する必要がある。

前述の2040年頃の社会の変化の方向を踏まえた新しい役割の再整理として、例えば、

- 世界及び我が国の「知」をリードする研究・教育を推進する役割
- イノベーション創造のための知と人材の集積拠点としての役割
- Society5.0の実現に向けた人材養成など計画的な人材養成の役割
- 経済的な観点からの需要は必ずしも多くはないが重要な学問分野の継承・発展のため存続が必要な学問分野の維持や、理工系分野など教育研究の施設整備に多額の予算を要するため財政的な負担を伴う教育・研究を推進する役割

などが考えられる。また、地域の教育研究の拠点としての役割は地域の活性化や生まれた地域に左右されず高等教育を受けることができるという観点から引き続き重要であるほか、リカレント教育や留学生交流、産学連携や国際展開、教員間のネットワークを含めた連携等において積極的・先導的な役割を果たしていくことが期待されている。一方、学生の経済的負担軽減の観点からの全国的な高等教育の機会均等の確保は、高等教育の無償化の進展を前提とすれば、その役割がどのように担われるかについては変化が生じる可能性があるとの意見もある。

国立大学については、18歳人口の減少を踏まえた定員規模の検討を行うとともに、大学院機能の重視、文理横断的な学士課程への見直しなどSociety5.0の実現を踏まえた人材育成を含め、上述のような役割を明確にし、その機能を伸長していく改革が求められる。

このため、国において、国立大学と議論を図りつつ、学士課程教育、大学院教育等において、それぞれの大学の強み・特色や地域の事情等にも留意しつつ、どのような課程や分野で、どのような規模で役割を果たしていくのか、という点について一定の方向性を検討することが必要である。

### (公立大学の役割)

公立大学については、設置者である各地方公共団体により地方財政という公的資金を基盤として設置・運営されるという性格から、設置者である地方公共団体の人材養成等各種の政策をより直接的に体現するという役割を持つ。したがって、それぞれの地域における社会・経済・文化の向上発展への貢献から国際社会への貢献まで幅広く含め、様々な教育・研究・社会貢献機能のより一層の強化が求められる。公立大学は、各地方公共団体の高等教育政策の中心的役割を担うものであり、教育機会の均等の実現、地域活性化の推進、行政課題の解決に向けて、公立大学がどのようにその役割を果たしていくかを地域における高等教育機関全体の状況を踏まえて考えていく必要がある。

### (私立大学の役割)

私立大学については、学部学生の約8割の教育を担うなど、様々な学生に対し門戸を開き、それぞれの「建学の精神」に基づき、多様性に富み、独創的な教育研究を行う役割を担っている。また、私立大学は一部のエリートだけではなく、私立大学の教育研究の多様性によって、複雑な社会の変化に対応できるより多くの国民を育成し、一人一人の労働生産性を大幅に引き上げるため、幅広い年齢層に及ぶ中核人材の教育機会を保障し、国民の知的水準を底上げする役割がある。そのための知識・技術の創造拠点を、大学の独自性に沿って創ることも、私立大学の役割である。このため、私立大学は多様性の保持を明確にした上で、それぞれの「建学の精神」に基づき、学生／教員の比率等も踏まえた教育研究の更なる充実を図りつつ、その経営基盤の強化を図り、我が国の高等教育の中核基盤を支える方向で改革を進める必要がある。

### (国公私全体での取組の重要性)

国公私のそれぞれの高等教育機関は、これまでの歴史的経緯と、再整理された役割を踏まえた上で、それぞれの高等教育機関が持つ「特色」と「強み」を最大限に活かして、地域における高等教育の在り方を再構築していく必要がある。その際、教育研究活動の共通点をもつ国公私立大学の複合システムを活かして、我が国の高等教育の発展に国公私全体で取り組んでいく必要がある。

(出典)2040年に向けた高等教育グランドデザイン(平成30年11月中教審答申)

# 大学・短大・専門学校と専門職大学・専門職短大の比較①

	大学・短期大学	専門職大学・専門職短期大学	専門学校 (専修学校専門課程)
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を開拓させる【学校教育法第83条】</li> <li>～短大は、深く専門の学芸を教授研究し、職業及び実際生活に必要な能力を育成することを主な目的とする【学校教育法第108条】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 深く専門の学芸を教授研究し、専門性を求める職業を担うために必要な実践的かつ応用的な能力を育成・展開させる            ※ 大学・短大のうち、上記を目的とするものは、専門職大学・専門職短期大学とする            【学校教育法第83条の2、第108条第4項】         </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図る            【学校教育法第124条】         </li> </ul>
教育(職業教育)の特色	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 幅広い教養の教育と学術研究の成果に基づく専門教育            ～ 職業人養成もその中で行われる                        → 大学教育における職業教育は、教養教育の基礎に立ち、理論的背景を持った分析的・批判的な見地からのものとして行われる点に特色         </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 理論と実践を架橋する教育            【大学との違い】           <ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>実習等の重視</b>  ※ 卒業単位の概ね 1 / 3 以上は実習等（長期の臨地実務実習を含む）             </li> </ul> </li> <li>● <b>専門学校との違い</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>理論にも裏付けられた実践力の育成</b></li> <li>• <b>特定職種の専門性に止まらない、幅広い知識等の習得</b>  ※ 分野全般への精通、関連他分野への展開、生涯にわたる資質向上のための基礎の涵養             </li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 社会のニーズに即応した、専門的な技能・資格等の修得につながる実践的な職業教育            ※ 豊富な実習等による即戦力の育成に強み         </li> </ul>
教員組織	研究者教員が中心	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>実務の経験等を有する教員を積極的に任用</b>  ※ 専任教員数の 4 割以上は実務家教員（研究能力を併せ有する教員を含む）</li> <li>● <b>理論と実践を架橋する教育課程の提供に必要な研究者教員・実務家教員を適切に配置</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 実務に関する知識・技術・技能等を有する教員が中心</li> </ul>

## 大学・短大・専門学校と専門職大学・専門職短大の比較②

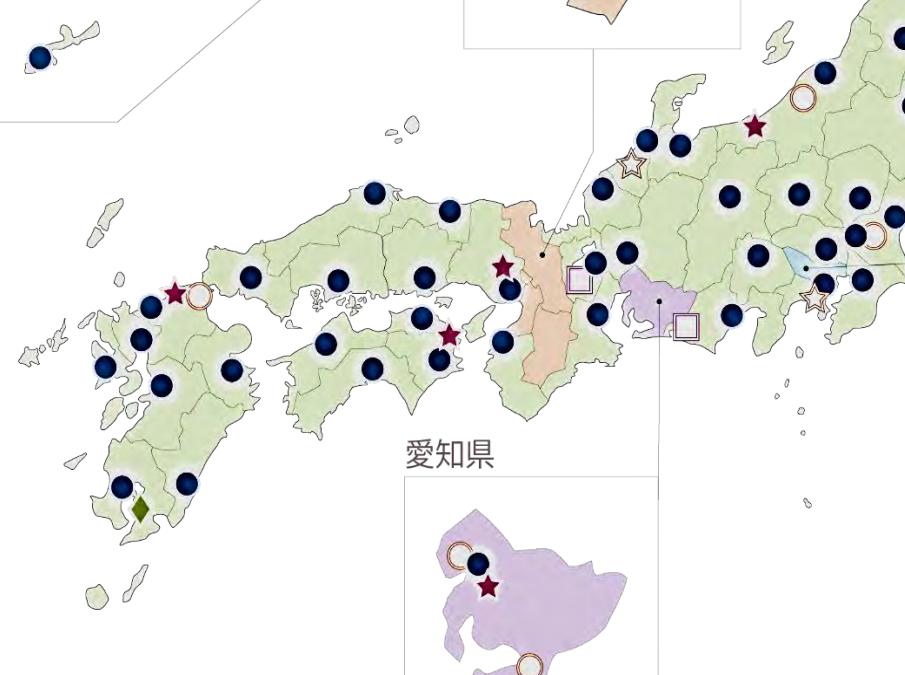
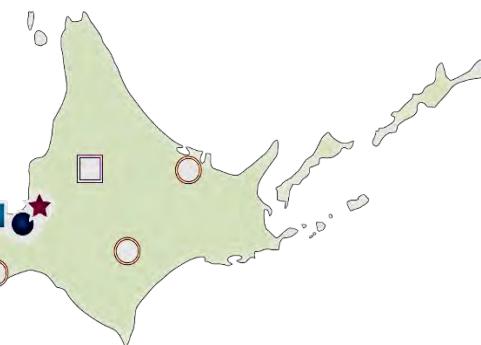
	大学・短期大学	専門職大学・専門職短期大学	専門学校 (専修学校専門課程)
修業年限	大学； 4年 短大； 2年又は3年	大学； 4年（前期・後期の区分制も可） 短大； 2年又は3年	1年以上 ※約8割が2年制・3年制
学位	学位を授与【学士、短期大学士】	<b>学位を授与【学士(専門職)、短期大学士(専門職)】</b>	称号を付与【高度専門士、専門士】
質の保証	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学位授与機関としての国際通用性を確保する設置基準（学問重視）</li> <li>●国による設置認可</li> <li>●大学等による自己点検評価、教育研究活動等の状況に関する情報公表</li> <li>●認証評価機関による第三者評価（機関別評価）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学位授与機関としての国際通用性を確保する設置基準（実践的な職業教育重視）</li> <li><b>●国による設置認可</b></li> <li>●大学等による自己点検評価、教育研究活動等の状況に関する情報公表</li> <li><b>●認証評価機関による第三者評価（機関別評価及び分野別評価）</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●弾力的な設置基準</li> <li>●都道府県による設置認可</li> <li>●学校による自己評価（大学と同等の項目での自己点検評価）、外部の識見を有する者による評価（努力義務）</li> <li>学校関係者評価（努力義務）、学校運営の状況に関する情報提供</li> </ul> <p>※下線部分は、改正学校教育法施行（R8.4.1）以降</p>
入学者選抜	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>● 学力の3要素を踏まえつつ、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に判定</b></li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●個々の専門学校において、それぞれの目的に応じて選抜実施</li> </ul>

国立大学

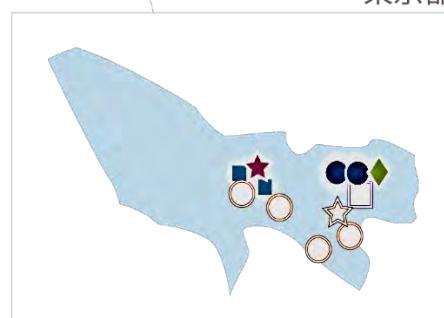
# 国立大学の系統別分布図

- 総合大学
- 理工系大学
- 文科系大学
- 医科系大学
- ★ 教育系大学
- ☆ 大学院大学
- ◆ 芸術・体育系大学

大阪府・京都府・奈良県



東京都



出典: 国立大学協会「国立大学法人 基礎資料集」(2024年3月31日)

元データ: 国立大学協会「一般社団法人 国立大学協会 概要'23(会員名簿)」、

大学改革支援・学位授与機構「国立大学法人の財務」より国立大学協会事務局作成

# 第4期中期目標期間における国立大学等のグループ分け

グループ1 (28大学)	主として、地域に貢献する取組とともに、専門分野の特性に配慮しつつ、強み・特色のある分野で世界・全国的な教育研究を推進する取組を中心とする国立大学のうち、附属病院を有する国立大学	旭川医科大学、弘前大学、秋田大学、山形大学、群馬大学、新潟大学、富山大学、福井大学、山梨大学、信州大学、岐阜大学、浜松医科大学、三重大学、滋賀医科大学、鳥取大学、島根大学、山口大学、徳島大学、香川大学、愛媛大学、高知大学、佐賀大学、長崎大学、熊本大学、大分大学、宮崎大学、鹿児島大学、琉球大学
グループ2 (27大学)	主として、地域に貢献する取組とともに、専門分野の特性に配慮しつつ、強み・特色のある分野で世界・全国的な教育研究を推進する取組を中心とする国立大学のうち、附属病院を有しない国立大学	北海道教育大学、室蘭工業大学、小樽商科大学、帯広畜産大学、北見工業大学、岩手大学、宮城教育大学、福島大学、茨城大学、宇都宮大学、埼玉大学、横浜国立大学、長岡技術科学大学、上越教育大学、静岡大学、愛知教育大学、名古屋工業大学、豊橋技術科学大学、滋賀大学、京都教育大学、京都工芸繊維大学、大阪教育大学、兵庫教育大学、奈良教育大学、和歌山大学、鳴門教育大学、福岡教育大学
グループ3 (14大学)	主として、専門分野の特性に配慮しつつ、強み・特色のある分野で地域というより世界・全国的な教育研究を推進する取組を中心とする国立大学	筑波技術大学、東京外国語大学、東京学芸大学、東京芸術大学、東京海洋大学、お茶の水女子大学、電気通信大学、奈良女子大学、九州工業大学、鹿屋体育大学、政策研究大学院大学、総合研究大学院大学、北陸先端科学技術大学院大学、奈良先端科学技術大学院大学
グループ4 (10大学)	主として、卓越した成果を創出している海外大学と伍して、全学的に卓越した教育研究、社会実装を推進する取組を中心とする国立大学のうち、指定国立大学	東北大学、筑波大学、東京大学、東京医科歯科大学、東京工業大学、一橋大学、名古屋大学、京都大学、大阪大学、九州大学
グループ5 (7大学)	主として、卓越した成果を創出している海外大学と伍して、全学的に卓越した教育研究、社会実装を推進する取組を中心とする国立大学	北海道大学、千葉大学、東京農工大学、金沢大学、神戸大学、岡山大学、広島大学
グループ6 (4機構)	研究基盤の共同利用や、大学の枠を越えたネットワーク化を推進する大学共同利用機関	人間文化研究機構、自然科学研究機構、高エネルギー加速器研究機構、情報・システム研究機構

公立大学

# 公立大学の設置(平成以降)

・平成以降、看護等医療系をはじめとして、地域ニーズを踏まえた公立大学が設置された。平成21年以降は私立大学の公立化も進んだ。

年度	大学名	年度	大学名
H2	富山県立大学、奈良県立大学	H20	長崎県立大学※
H4	福井県立大学、福岡県立大学	H21	千葉県立保健医療大学、愛知県立大学※、新潟県立大学、 高知工科大学
H5	青森公立大学、会津大学、岡山県立大学、宮崎公立大学	H22	静岡文化芸術大学、新見公立大学、 <b>名桜大学</b>
H6	広島市立大学	H23	福山市立大学
H7	茨城県立医療大学、長野県看護大学、滋賀県立大学	H24	<b>公立鳥取環境大学</b>
H8	神戸市看護大学	H25	秋田公立美術大学
H9	宮城大学、前橋工科大学、三重県立看護大学、宮崎県立看護大学	H26	山形県立米沢栄養大学、 <b>長岡造形大学</b> 、敦賀市立看護大学
H10	岩手県立大学、大分県立看護科学大学	H28	<b>福知山公立大学、山陽小野田市立山口東京理科大学</b>
H11	青森県立保健大学、秋田県立大学、埼玉県立大学、沖縄県立看護大学	H29	<b>長野大学</b>
H12	公立はこだて未来大学、山形県立保健医療大学、石川県立看護大学、岐阜県立看護大学、島根県立大学	H30	<b>公立諏訪東京理科大学</b> 、長野県立大学、公立小松大学
H13	情報科学芸術大学院大学、尾道市立大学	H31	<b>公立千歳科学技術大学</b>
H14	新潟県立看護大学	R2	静岡県立農林環境専門職大学
H15	神奈川県立保健福祉大学	R3	三条市立大学、静岡社会健康医学大学院大学、芸術文化観光専門職大学、叡啓大学
H16	国際教養大学、兵庫県立大学※、香川県立保健医療大学、愛媛県立医療技術大学	R4	川崎市立看護大学、大阪公立大学※、 <b>周南公立大学</b>
H17	群馬県立県民健康科学大学、東京都立大学※、山梨県立大学※、石川県立大学、県立広島大学※	R5	<b>旭川市立大学</b>
H18	名寄市立大学、札幌市立大学、東京都立産業技術大学院大学	R6	東北農林専門職大学 （3）-3-1 ※ 統合した大学 赤字は私立大学を公立大学化した大学

# 設置自治体の種別の大学設置状況(令和5年度)

青字=医歯学部を有する 9 赤字=学校法人の設置者変更 12 緑字=専門職大学 2 下線を付した大学=自治体直営 9

		都道府県 43/47	政令市 9/20	中核市等 12/84	一般市 17/687
総合大学	5学部以上かつ学生定員4,000名以上	東京都立、 <u>大阪公立</u> (府市共同)、 兵庫県立	横浜市立、 名古屋市立、 <u>大阪公立</u> (再掲)、 北九州市立		
	複数分野の学部を有する大学	岩手県立、秋田県立、宮城、新潟県立、 山梨県立、長野県立、富山県立、福井県立、 静岡県立、 <u>静岡文化芸術</u> 、愛知県立、 滋賀県立、京都府立、 <u>公立鳥取環境</u> (県市共同)、 島根県立、岡山県立、県立広島、山口県立、 高知県立、 <u>高知工科</u> 、福岡県立、長崎県立、 熊本県立 (23大学)	札幌市立、 広島市立	<u>旭川市立</u> 、 <u>公立鳥取環境</u> (再掲)、 福山市立	長野、公立小松、 <u>福知山公立</u> 、尾道市立、 山陽小野田市立山口東京理科、 周南公立、 名桜(組合立)(8大学)
単科大学	看護系以外 同一分野の複数学部を持つ大学を含む	<u>札幌医科</u> 、国際教養、山形県立米沢栄養、 <u>福島県立医科</u> 、会津、群馬県立女子、 東京都立産業技術大学院、石川県立、 <u>静岡県立農林環境専門職</u> 、静岡社会健康医学大学院、 <u>情報科学芸術大学院</u> 、愛知県立芸術、 <u>京都府立医科</u> 、奈良県立医科、奈良県立、 <u>和歌山県立医科</u> 、 <u>芸術文化観光専門職</u> 、叡啓、 <u>九州歯科</u> 、福岡女子、沖縄県立芸術 (21大学)	京都市立芸術、 神戸市外国語	公立はこだて未来(広域連合)、青森公立、秋田公立 美術、高崎経済、前橋工科、 <u>長岡造形</u> 、金沢美術工芸、 <u>岐阜薬科</u> 、下関市立、 宮崎公立 (10大学)	釧路公立(組合立)、 <u>公立千歳科学技術</u> 、 三条市立、 都留文科、 <u>公立諏訪東京理科</u> (組合立・3市)、 (5大学)
	看護系 看護医療系の単科大学	青森県立保健、山形県立保健医療、 <u>茨城県立医療</u> 、 群馬県立県民健康科学、埼玉県立、 <u>千葉県立保健医療</u> 、神奈川県立保健福祉、 新潟県立看護、 <u>長野県看護</u> 、石川県立看護、 岐阜県立看護、三重県立看護、 <u>香川県立保健医療</u> 、 愛媛県立医療技術、大分県立看護科学、 宮崎県立看護、沖縄県立看護(17大学)	<u>川崎市立看護</u> 神戸市看護		名寄市立、 敦賀市立看護、 新見公立

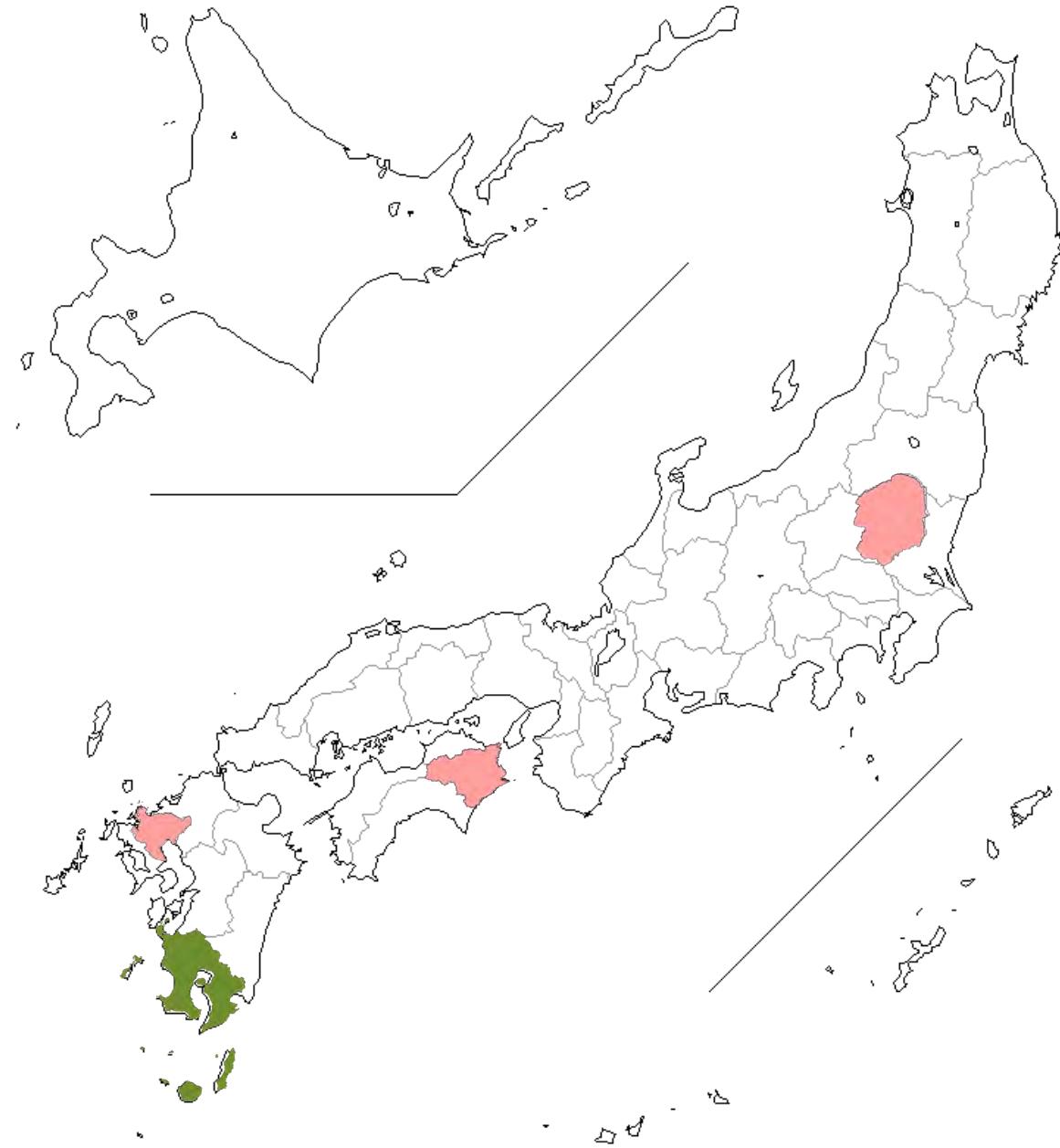
大学の区分はあくまでも参考。事務組合等立については、組合を構成する町、村も関与する自治体となるが本表では省略している。

(3)-3-2

(出典)公立大学協会作成

# 公立大学・公立短期大学の未設置状況(令和5年度)

- 公立大学・公立短期大学が設置されていない都道府県：栃木県、徳島県、佐賀県
- 公立大学が設置されていない都道府県：栃木県、徳島県、佐賀県、鹿児島県



# 私立大学の公立大学化

少子高齢化が進む中で地方の中小規模の私立大学の経営は厳しくなっており、近年、私立大学が公立大学化する事例が見られる。経済財政諮問会議においても私立大学の公立化に際しての経営の見通し等の「見える化」について指摘されたことから、文部科学省では総務省と連携し、影響分析及び公立化効果に関するデータを公表している。

## 1. 私立大学の公立大学化の現状

平成21年度から令和6年度までに公立大学は77校から101校に増加。**うち12校が私大の公立大学化によるもの。**

平成21年4月 高知工科大学（高知県）

平成22年4月 静岡文化芸術大学（静岡県）、  
名桜大学（沖縄：北部広域市町村圏組合）

平成24年4月 公立鳥取環境大学（鳥取県・鳥取市）  
※旧 鳥取環境大学

平成26年4月 長岡造形大学（長岡市）

平成28年4月 山陽小野田市立山口東京理科大学（山陽小野田市）  
※旧 山口東京理科大学  
福知山公立大学（福知山市）※旧 成美大学

平成29年4月 長野大学（上田市）

平成30年4月 公立諏訪東京理科大学(諏訪広域公立大学事務組合)  
※旧 諏訪東京理科大学

平成31年4月 公立千歳科学技術大学（千歳市）  
※旧 千歳科学技術大学

令和4年4月 周南公立大学（周南市）※旧 徳山大学

令和5年4月 旭川市立大学（旭川市）※旧 旭川大学

## ※私立大学から公立大学化する場合の手続き

- ①設置者変更の認可（学校教育法4条）文部科学大臣
- ②学校法人の寄附行為変更の認可（私立学校法第45条）又は学校法人の解散の認可（私立学校法第50条）文部科学大臣
- ③公立大学法人の設立の認可（地方独立行政法第7条、第80条）都道府県及び政令市の場合は総務大臣と文部科学大臣、それ以外の場合は都道府県知事

## 2. 経済財政諮問会議等での指摘と対応

◆経済財政諮問会議「経済・財政計画改革工程表」（H29年12月20日）

**今後私立大学から公立化する大学について、見込まれる経営見通しや設立団体の財政負担を見える化**

◆骨太の方針（H30年6月15日閣議決定）

**私立大学の公立化が真に地域に貢献する大学改革に資するよう財政支援等の徹底した見える化、教育効果に応じたメリハリ付けに向け、文科省、総務省が地方自治体との連携を強化する。**



### （対応）

総務省と連携し私立大学の公立化に際しての影響分析及び公立化効果に関するデータを両省及び各大学、自治体のホームページにて公表。（平成31年1月～）

### ＜公表する指標＞

#### ○公立化効果に関する指標

- ・入学志願倍率、地域内入学者率
- ・入学／収容定員充足率
- ・就職率 等

#### ○経営見通し（収益性）に関する指標

- ・自己収入率（自己収入／収入）
- ・設立団体の地域住民一人当たりの負担額等

# 公私協力大学(公設民営大学を含む)

## 大学設置審議会大学設置計画分科会「昭和61年度（1986年）以降の高等教育の計画的整備について」（昭和59年6月6日）（抄）

V. 計画期間中の高等教育の整備の方向と内容、

3. 高等教育機関の地域配置の在り方

### （3）国、地方公共団体、学校法人の協力方式による高等教育機関の整備

大学、短期大学の地域配置の適正化は、徐々に進行してきているが、地方における整備に関しては、国立の大学、短期大学についてある程度進んだものの、私学について立地条件の問題等もあって十分には進まず、全体として、なお、その進展は不十分な状況にある。

今後、地方における高等教育機関の整備を図っていくためには、国、地方公共団体、学校法人の間の協力が重要と考えられるが、その協力方式として次のようなものが考えられる。

#### ア 公私協力方式

地方の要望に適切に応じた高等教育機関を設置・運営する場合には、地方公共団体と学校法人の協力によって設置・運営する場合には、地方公共団体と学校法人の協力によって設置・運営することが一つの適切な方法と考えられる。この場合、設置形態は私立大学であるが、次のような協力方式による設置・運営が考えられる。

① 地方公共団体が土地、校舎等の建物及び設備の一部を現物又は資金で準備する。

② 地方公共団体は、学校法人に対し、経常費の一部を補助する。

### ◆公私協力大学の新設数の推移



	1985年以前	1986～95年	1996～2005年	2006～2009年
新設私立大学数	122	83	132	37
うち、公私協力方式	6(5%)	37(45%)	51(39%)	11(30%)

【出典】船戸高樹(2010)「厳しさ増す「公私協力方式大学」問われる存在意義—上—」『アルカディア学報』(教育学術新聞掲載コラム)No.402を基に、文部科学省作成。

### ◆公設民営大学

地方公共団体が主体となって大学設置を計画し、設置経費のすべてを公費で賄った私立大学（※）。

大学名	東北芸術工科大学	東北公益文科大学	長岡造形大学	静岡文化芸術大学	鳥取環境大学	高知工科大学	名桜大学
開学年 (公立化年)	1992年	2001年	1994年 (2014年)	2000年 (2010年)	2001年 (2012年)	1997年 (2009年)	1994年 (2010年)
公立大学にしなかった理由	公立大学は大学として望ましくない	公立大学は大学として望ましくない	旧自治省の基準により不可能／公立大学は大学として望ましくない	既存県立大学に対する批判的評価	公立大学案→私学誘致案→失敗	旧自治省の方針により2つの県立大をもてない	旧自治省の基準により不可能／公立大学は維持費がかかる

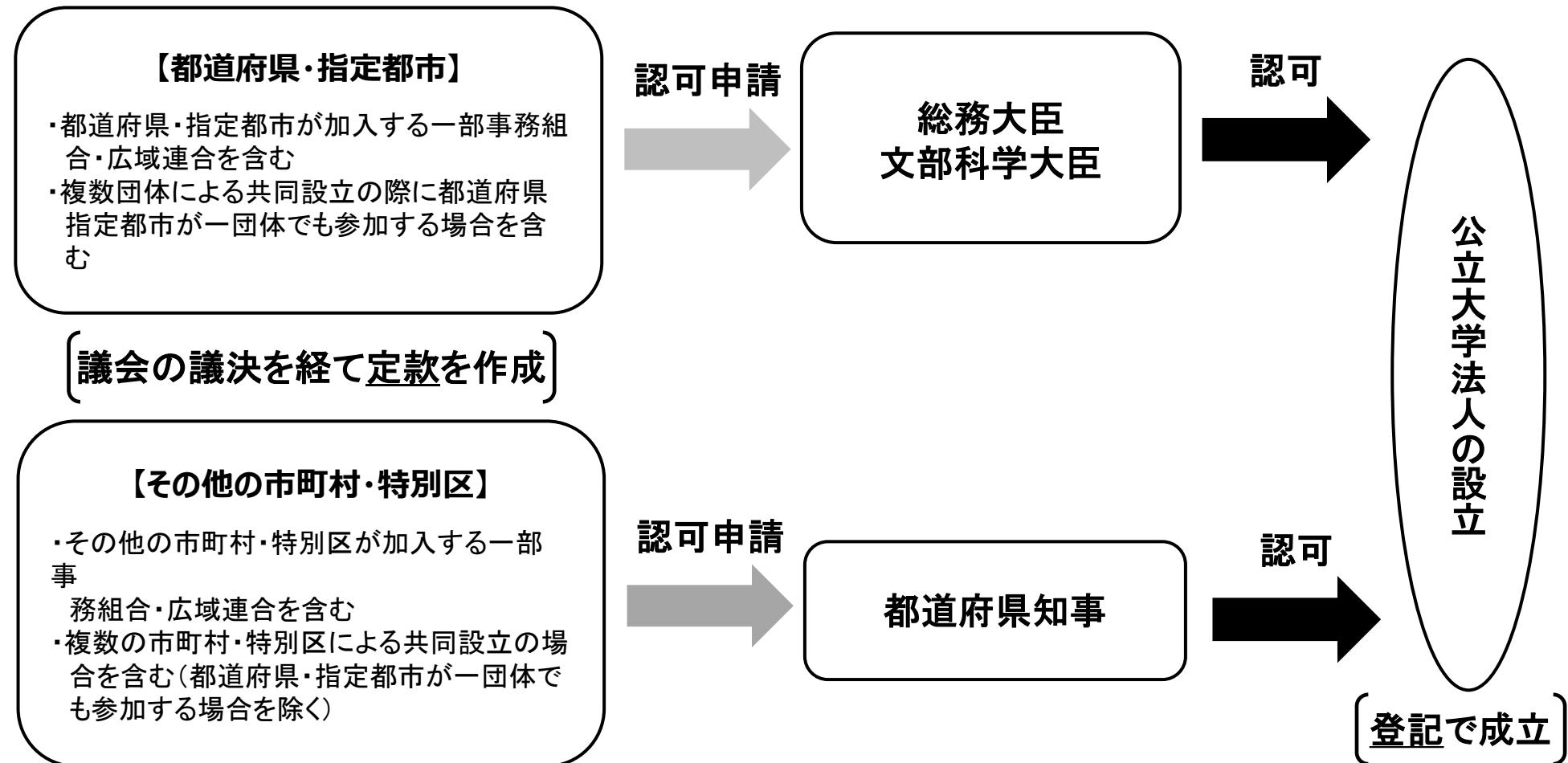
【出典】高橋寛人(2004)「公設民営大学設立事情」東信堂を基に、文部科学省作成。

※公設民営大学の明確な定義はないが、上記出典に掲載されている大学から寄付金等が設置費用に含まれる大学を除いて整理。

# 公立大学法人の設立までの主な手続

## 地方独立行政法人法上の手続

➡ 法人としての適切な業務運営を確保（教育研究の特性への配慮を含む）するため定款を策定し認可を得る必要



■ 定款には「役員の定数・任期等」「業務の範囲及びその執行」「資本金、出資及び資産」等を記載

■ 定款の他、「出資財産」「重要財産」「入学検定料、入学料、授業料」「中期目標」等について議会の議決や審議が行われる。

## 専修学校を取り巻く状況

## &lt;専修学校の特徴&gt;

- 全国約3,000校で60万人が学ぶ実践的な職業教育機関（うち専門学校は約2,700校、55万人）。
- 企業等と連携したカリキュラム。30以上の国家資格の歴史要件。IT人材も年1万人。地元就職率が高い。多様な層に学びの機会を提供。
- 「高等教育のグランドデザイン」答申（H30）との関係（社会の変化に即応できる制度的特徴は生かしつつ、情報公開・評価などの質の保証は更に推進する必要）

## &lt;社会の変化&gt;

- 少子化の加速に伴う人手不足の顕在化。医療・福祉、工業等の社会基盤を支える人材確保の必要。
- 人生100年やデジタル社会の到来。それに伴う、リカレント・リスキリングを含む、職業教育等の重要性の高まり。
- 國際競争力の相対的低下（訪日留学生も変化）。質を確保し戦略的に留学生の受入れを進める必要。
- コロナ禍後の変化（テレワーク、オンライン教育の普及）

## &lt;政策の変化&gt;

- 職業実践専門課程の推進。特別交付税措置（R4～）。R5時点で35都道府県で実施。
- 給付型奨学金や授業料減免からなる、高等教育の修学支援制度（R2～）。R6に多子世帯、理工農系進学に係る対象者を拡大。R7に多子世帯に係る所得制限を設けない方針。
- 私立学校法の改正（R5改正。R7施行）。これを踏まえた実効性のあるガバナンス改革の推進。

## 専修学校の人材育成における質の向上と、社会基盤を支えるために不可欠な人材の輩出を引き続き進めていくため、以下の3つの柱を中心とした振興策を提言

## 振興策の3つの柱+その他

## ① 実践的な職業教育の推進

制度改正関連▶、-

- 職業教育体系の確立、教育の質保証に向けた、学校教育法の改正を含む制度改正の検討（専門課程）
  - 大学等との制度的整合性を高めるための措置（専門課程における単位制への移行、入学者要件を大学等と同等に、在籍者の呼称を生徒から学生に変更）
  - 専門課程修了者の学習継続の機会の確保や社会的評価向上のための措置（専攻科の制度化、称号（専門士）の位置付けの明確化）
  - 教育の質の保証を図るための措置（自己点検評価の義務化、独立した専門の評価機関による評価の努力義務化）
- 職業実践専門課程の数の拡大・質的改善
- 教職員の資質向上（体系的・組織的な研修の推進など）

## ② 社会人・留学生の受け入れ拡大

- 履修証明プログラムや専攻科の制度化等（社会人受け入れ促進）
- 外国人留学生キャリア形成促進プログラム（CP）の創設と、その厳格な運用（認定校の留学生は就労時の在留資格の切替えが円滑化）

## ③ 修学支援新制度の中間層への拡充等への対応

- 分野の概念の整理
- 情報系学科への対応

- ④ その他
  - ISCEDでの高度専門士の位置付けの見直し
  - 高等専修学校の学びのセーフティネット機能の強化
  - 広報・情報公表の強化
  - オンライン教育の推進 等

## 期待される具体的な取組

## 国（文科省）

制度改正関連◆

- ◆ 必要な制度改正（法令改正、ガイドラインの見直し等）
- ◆ 職業実践専門課程
  - 企業等と連携した実習の実施状況等の調査、要件見直しの検討。
  - 独立した専門の評価機関による評価の段階的な導入の検討
- ◆ 教職員の資質向上
  - 教員研修の体系化の調査研究
- ◆ 社会人・留学生の受け入れ拡大
  - 履修証明プログラム【R4.6済】
  - 外国人留学生CP【R5.6済】
- ◆ 修学支援新制度の対象拡大
  - 対象の理系分野の明確化
  - 情報系の学科に係る設置基準緩和【R5.2済】
- ◆ ISCEDの見直し調整【R5.6済】
- ◆ オンライン教育ガイドラインの策定

## 都道府県（所轄庁）

- ◆ 制度改正に伴う、各都道府県で定める認可基準等の見直し及び届出の受理
  - 入学者要件の見直しに伴うもの
  - 単位制への移行等に伴うもの
  - 専攻科を設置する場合に伴うもの
- ◆ 特別交付税措置等を踏まえた、職業実践専門課程の推進
- ◆ 修学支援新制度見直しへの対応など

## 各専門学校等

- ◆ 制度改正に伴う学則の変更
  - 入学者要件の見直しに伴うもの
  - 単位制への移行等に伴うもの
  - 専攻科を設置する場合に伴うもの
- ◆ 単位制の導入に伴う各科目の修了要件の明確化
- ◆ 自己点検評価の実施と情報公開
- ◆ 独立した専門の評価機関による評価を受けることの検討
- ◆ 左記施策を活用した、社会人や留学生の受け入れ推進など

私立大学

# 時代と社会の変化を乗り越えるレジリエントな私立大学等への転換支援パッケージ

- ✓ 令和6年度～令和10年度の5年間を「集中改革期間」と位置づけ、従来の取組に加え、**経営改革に対する継続的な財政支援を創設**するとともに、文部科学省・私学事業団による「私学経営DX」を通じた「アウトリーチ型支援」をスタート。
- ✓ 各私立大学・短大・高専が、**将来を見据えたチャレンジや経営判断をはじめとした意欲的な経営改革を行えるよう強力に後押し。**

※令和8年度以降、一定の基準に該当する場合、経営改革計画の策定を求め、経営の健全性の確保等を図る。

新規

## 1. 少子化時代を支える新たな私立大学等の経営改革支援（令和6年度予算額 20億円）

少子化を乗り越えるレジリエントな私学への構造転換を図るため、**日本の未来を支える人材育成を担う新たな私立大学等のあり方を提起し、将来を見据えたチャレンジや経営判断を自ら行う「経営改革計画」の実現**を図るとともに、その知見やノウハウの普及・展開を図る取組について、原則5年間、**継続的に支援する**。

※ 複数年の将来計画を有識者が審査・選定。選定大学等に対し、文部科学省・私学事業団・有識者によるフォローアップ・支援体制を整備。

メニュー1

### 少子化時代をキラリと光る教育力で乗り越える、 私立大学等戦略的経営改革支援

※ 45校 × 1,000万円～2,500万円程度 + 一般補助における増額

メニュー2

### 複数大学等の連携による機能の共同化・高度化を通じた 経営改革支援

※ 5グループ × 3,500万円程度

社会・地域等の将来ビジョンを見据え、  
自治体や産業界等と緊密に連携しつつ、  
**社会・地域等の未来に不可欠な専門人材の育成**を担う事を目的とし、**教育・研究面の構造的な転換や資源の集中**等による機能強化を図ること等により、**未来を支える人材育成機能強化**に向けた経営改革を行う、**キラリと光る大学/短大/高専（中・小規模中心）**を支援。

新規

## 2. 「私学経営DX」の推進（令和6年度予算額 1億円）

主体的な経営判断や「アウトリーチ型支援」の基盤として、**各種データや知見・ノウハウをフル活用するためのシステム構築**などを推進。

- ① 社会・地域のニーズ・動向、自身の教育研究や財務・経営状況等の客観的な分析を踏まえた、**改革・改善の機を失わない主体的な経営判断**
- ② より客観的な経営診断を踏まえた、文部科学省・私学事業団による「**アウトリーチ型支援**」（連携・統合等を希望する学校法人への経営相談の充実、潜在的な個別ニーズを踏まえたマッチング支援など）

特に学校運営面において、**複数の大学等が強固な連携関係を構築することで、効果的・効率的な大学運営を実現し、機能の共同化・高度化を図る経営改革を支援**。

※ 本事業で得た知見を活用しつつ、各学校法人・大学が共同利用できる共通的なプラットフォームの在り方を検討。

新規

## 3. 成長分野等への組織転換促進のための支援

（令和6年度予算額 一般補助 2,772億円の内数）

成長分野等への組織転換を促進するため、**理工農系学部等**について、一定の条件のもと、学部等設置以降、完成年度を迎えるまでの**設置計画履行期間中に必要な経常的経費**について支援する。

※集中改革期間中の時限的な措置

新規

## 4. 定員規模適正化に係る経営判断を支えるための支援

（令和6年度予算額 一般補助 2,772億円の内数）

定員規模適正化に係る経営判断を支えるため、経営改善計画に位置付けた上で、運営面・教育面において一定の要件を満たす場合に限り、**学生募集停止を行った学部等の継続的な教育研究活動を支援する**。

※集中改革期間中の時限的な措置

継続

## 5. 私立大学等改革総合支援事業（令和6年度予算額 112億円(前年同額)）

**自らの特色・強みを活かした改革に全学的・組織的に取り組む大学等を支援。**

※ ① 特色ある教育の展開、② 高度な研究の展開、③ 地域社会の発展への貢献、④ 社会実装の推進 の4タイプを設定（複数タイプの選定可）

※ 各タイプ50～100件程度 × 約1,100万～2,600万円 + 一般補助における増額

※ 毎年度、各タイプごとの特色を踏まえ、客観的・定量的に把握可能な、改革に係る総合的な体制整備等の状況を事後的に評価し、選定。

## ■ 令和6年度からの5年間を「集中改革期間」とし、時代・社会の変化を乗り越えるレジリエントな私立大学へ構造転換。

- 各私立大学がとるべき、「①チャレンジ」「②連携・統合」「③縮小・撤退」の3つの方向性に係る施策を実施。
- これらを支える「私学経営DX」を通じた、文科省・私学事業団による「アウトーチ型支援」をスタート。

### 各学校法人・私立大学

#### 1 チャレンジ

将来を見据えたチャレンジをはじめとした意欲的な経営改革を行えるよう強力に後押し

- ◆「少子化時代をキラリと光る教育力で乗り越える、戦略的経営改革支援」(R6新規)
- ◆「成長分野等への組織転換促進のための支援」(R6新規)
- ◆「個人寄附に係る税額控除要件の見直し」(R6新規)
- ◆上記のほか、「私立大学等改革総合支援事業」等を通じ、改革やチャレンジに取り組む大学等を支援

※ R7開設に係る申請から、設置認可における学生確保審査を厳格化

《今後検討をする観点》

※ 経営基盤の確立の観点から、認可審査の厳格化の在り方

#### 2 連携・統合

機能の共同化・高度化による効果的・効率的な大学運営により、各大学が「強み」や「特色」を発揮

- ◆「複数大学等の連携による機能の共同化・高度化を通じた経営改革支援」(R6新規)  
《今後検討をする観点》  
※ 各法人・大学が共同利用できる共通的なプラットフォームの在り方
- ◆連携・統合等を希望する学校法人への経営相談の充実、潜在的な個別ニーズを踏まえたマッチング支援（文科省・私学事業団による「アウトーチ型支援」）  
《今後検討をする観点》  
※ 定員充足率が低い/財務状況が厳しい大学・学部等を統合した場合に、制度面・財政面・経営指導等で不利益を被らないような特例措置の在り方

#### 3 縮小・撤退

現有リソースの配分最適化等による教育研究活動の効果的・効率的な展開

- ◆学生募集停止を行った学部等の継続的な教育研究活動を支援(R6新規)
- ◆早期の経営判断を促す指導強化  
《今後検討をする観点》  
※ 学部等の開設後に定員未充足や不採算の状態が継続する場合、規模縮小や撤退に係る指導の強化の在り方
- ※学校法人が解散する場合の残余財産の帰属についての要件緩和の在り方

#### 1～3を支える経営健全性の確保支援

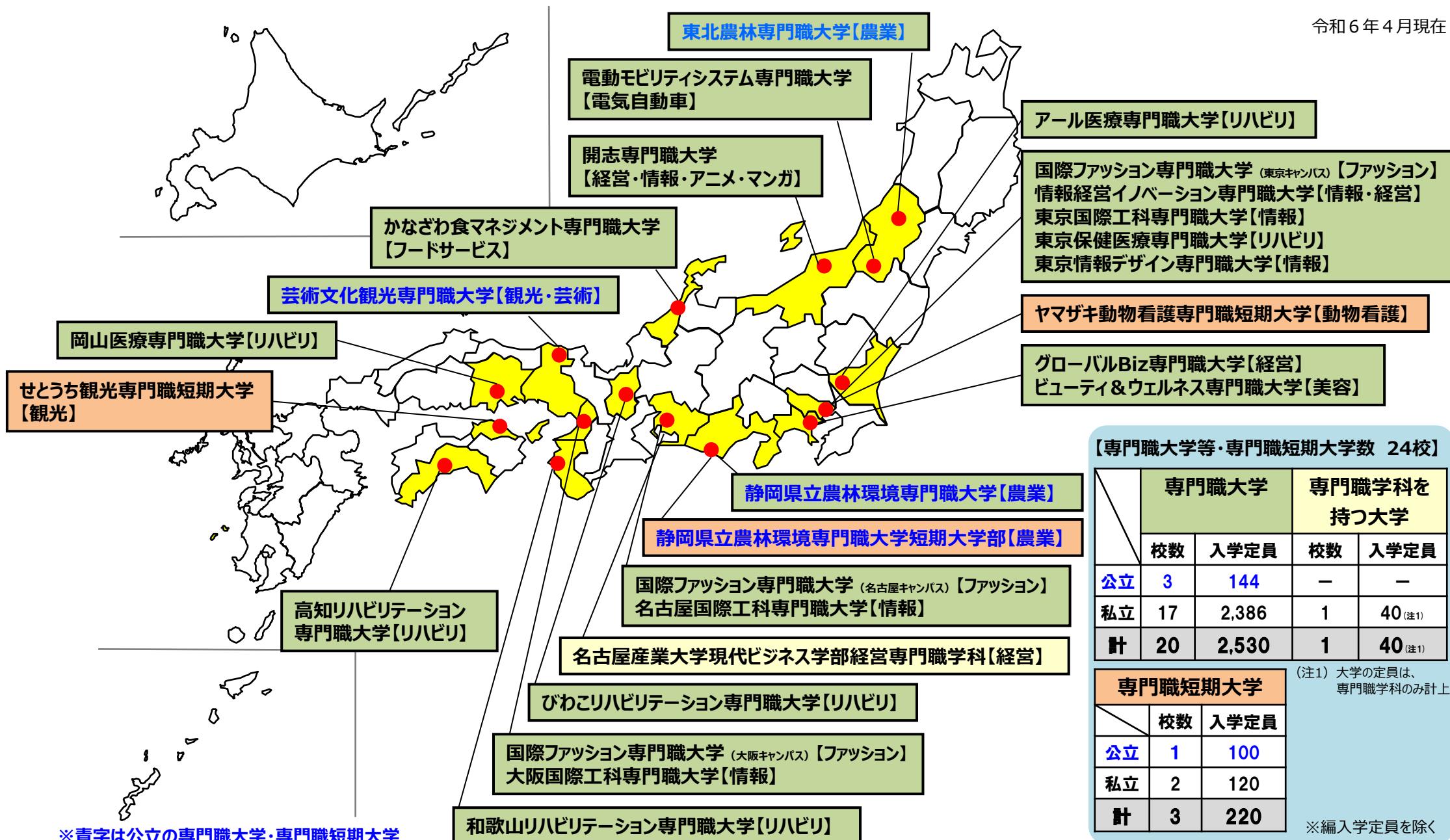
学生保護等の観点から、急激な経営状況の悪化を避けるため、経営の健全性の確保を支援

- ◆定員規模適正化等による経営の健全性の確保を促進（定員充足率による増額・減額措置など）  
※ R8以降、定員充足率や経営状況等が一定基準に該当する場合、「経営改革計画」の策定を求め、経営の健全性の確保等を図る  
(R11以降、「経営改革計画」の進捗状況を踏まえた、私立大学等経常費補助金の配分を実施)
- ◆「私学経営DX」の推進（データ、知見・ノウハウをフル活用するためのシステム構築）(R6新規)
  - ・客観的な経営診断を踏まえた、文科省・私学事業団による「アウトーチ型支援」
  - ・社会・地域のニーズ・動向、自身の教育研究や財務・経営状況等の客観的な分析を踏まえた、改革・改善の機を失わない主体的な経営判断

専門職大学・専門職短期大学

# 専門職大学等・専門職短期大学の一覧 ([ ]は分野名)

令和6年4月現在



# 専門職大学等の制度化（2019年(平成31年)4月施行）

## 経済社会の状況

- 社会の情勢が目まぐるしく変化し、課題も複雑化
- 産業・就業構造の変化
- 少子・高齢化の進行による生産年齢人口の減少

## 高等教育をめぐる状況

- 高等教育進学率の上昇（大学教育のユニバーサル化）
- 産業界等ニーズとのミスマッチ
- 産業競争力強化や地方創生への貢献を期待

今後の成長分野を見据え、新たに養成すべき専門職業人材

変化に対応して新たなモノやサービスを創造できる  
高度な 実践力 + 創造力を備えた専門職業人

豊かな

質の高い実践的な職業教育を行うことを制度上、明確にした新たな大学を創設

【開設が期待される分野】

情報、観光、農業、医療・保健、クールジャパン分野（マンガ、アニメ、ゲーム、ファッション、食など）

## 大 学 制 度

### 学術重視

アカデミックな教育に意欲・適性を持つ学生



大学

### 職業重視

実践的な教育に意欲・適性を持つ学生、スペシャリスト志向の学生

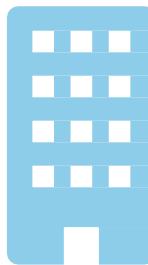


短期大学

## 新しいタイプの大学 専門職大学・専門職短期大学

産業界等と連携した高度で実践的な職業教育（かつ学術に基づく教育も重視）

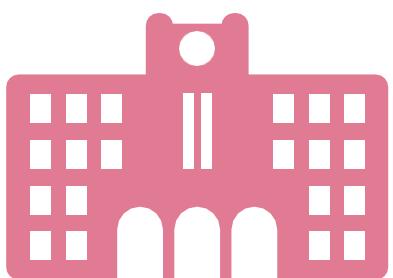
高度な  
実践力



実務家教員  
(教員の4割以上)

教 育 課 程  
連携協議会

長期の企業内実習



豊かな  
創造力

### 専門職大学・専門職短大

さらに、

- 授業の1/3以上は実習・実技
- 理論（学術）と実践（職業）をバランスよく学ぶ
- 他分野も学び創造力を身に付ける
- 原則40人以下の少人数教育

※一般の大学・短大の一部における  
**「専門職学科」**も制度化

※以降のスライドでは、「専門職大学・専門職短期大学」をまとめて専門職大学と表記します。

# 数字で見る専門職大学

## 専門職大学は全国に**24校**

(注) 令和6年4月1日現在

(注) 専門職短期大学、専門職学科を持つ大学を含む



### <分野別大学数>

#### 工学

**6 大学**

(電気自動車、AI・IT・ロボット、ゲーム・CGなど)

#### リハビリ

**6 大学**

(理学療法、作業療法、言語聴覚)

#### 経済学

**5 大学**

(ビジネス、商品開発、広報戦略、貿易、フードビジネスなど)

#### 農学

**4 大学**

(農業・林業・畜産業、動物看護)

#### 社会学

**2 大学**

(観光事業、地域創生など)

#### 美術

**2 大学**

(舞台芸術、演劇、アニメ・マンガ、映像音響など)

#### 家政

**1 大学**

(ファッションクリエイション、ファッションビジネス)

#### 保健衛生

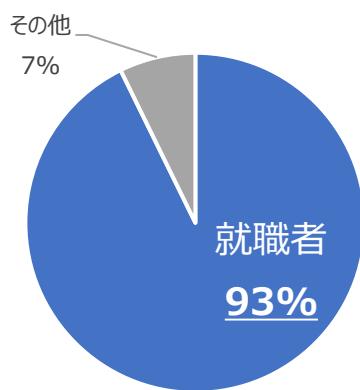
**1 大学**

(美容、基礎医学、運動学、経営学など)

(注) 複数の学位を授与している大学があるため、分野別大学数と実際の大学数は一致しない

### 就職状況

※令和5年度に卒業生を輩出した大学等の数値



#### 令和5年度就職状況

就職者数 **972名 (93%)**  
その他 **76名 ( 7%)**

(出典) 各専門職大学等への調査をもとに  
文部科学省において作成  
※令和6年4月1日現在の速報値

【令和5年度に卒業生を輩出した大学等】

開設年度	大学名
H31	国際ファッション専門職大学 高知リハビリテーション専門職大学
R2	静岡県立農林環境専門職大学 情報経営イノベーション専門職大学 東京国際工科専門職大学 東京保健医療専門職大学 開志専門職大学 びわこリハビリテーション専門職大学 岡山医療専門職大学

開設年度	短期大学名
H31	ヤマザキ動物看護専門職短期大学
R2	静岡県立農林環境専門職大学 短期大学部
R3	せとうち観光専門職短期大学

※青字は公立の専門職大学・専門職短期大学

高等専門学校

# 高等専門学校制度の概要①

## 1. 高等専門学校とは

- 中学校卒業後の15歳の学生を受け入れ、実験実習を中心とした**5年一貫の実践的技術者教育**を行う**高等教育機関**
- 中堅技術者の養成を目的として昭和37年に制度が創設 (**令和4年度が60周年**)
  - [ 大企業においては、工場長など製造現場の指導・監督的な立場の技術者、  
中小企業においては、企業の中心的な技術者、技術の責任者 ]
- 近年では、**研究・開発に従事する技術者**としての活躍も期待されている

## 2. 基本データ

学 校 数：全58校（国立51校、公立3校、私立4校）※令和6年4月1日現在

(出典：令和5年度学校基本調査、文部科学省調べ)

入学定員：10,495人（女子学生比率**約23%**）

入学者数：10,697人（定員充足率**101.8%**、15歳人口の**約1%**）

（志願者数**16,179人**（志願倍率**1.54倍**）（令和5年度入試））

卒業後の進路：6割が就職

4割が進学（うち6割が大学へ編入、4割が専攻科へ進学）

# 高等専門学校制度の概要 ②

- ◆ 目的・・・深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成する。
- ◆ 修業年限・・・5年、商船に関する学科は5年6月
- ◆ 入学対象・・・中学校卒業者
- ◆ 教員組織・・・校長、教授、准教授、講師、助教、助手
- ◆ 教育課程等

①一般科目と専門科目をくさび型に配当して、5年間一貫教育で効果的な専門教育を行っている

②卒業要件単位数 167単位以上  
(商船に関する学科は、147単位以上)

③一学級40人編成、学年制

## ◆ 称号

卒業生には準学士の称号

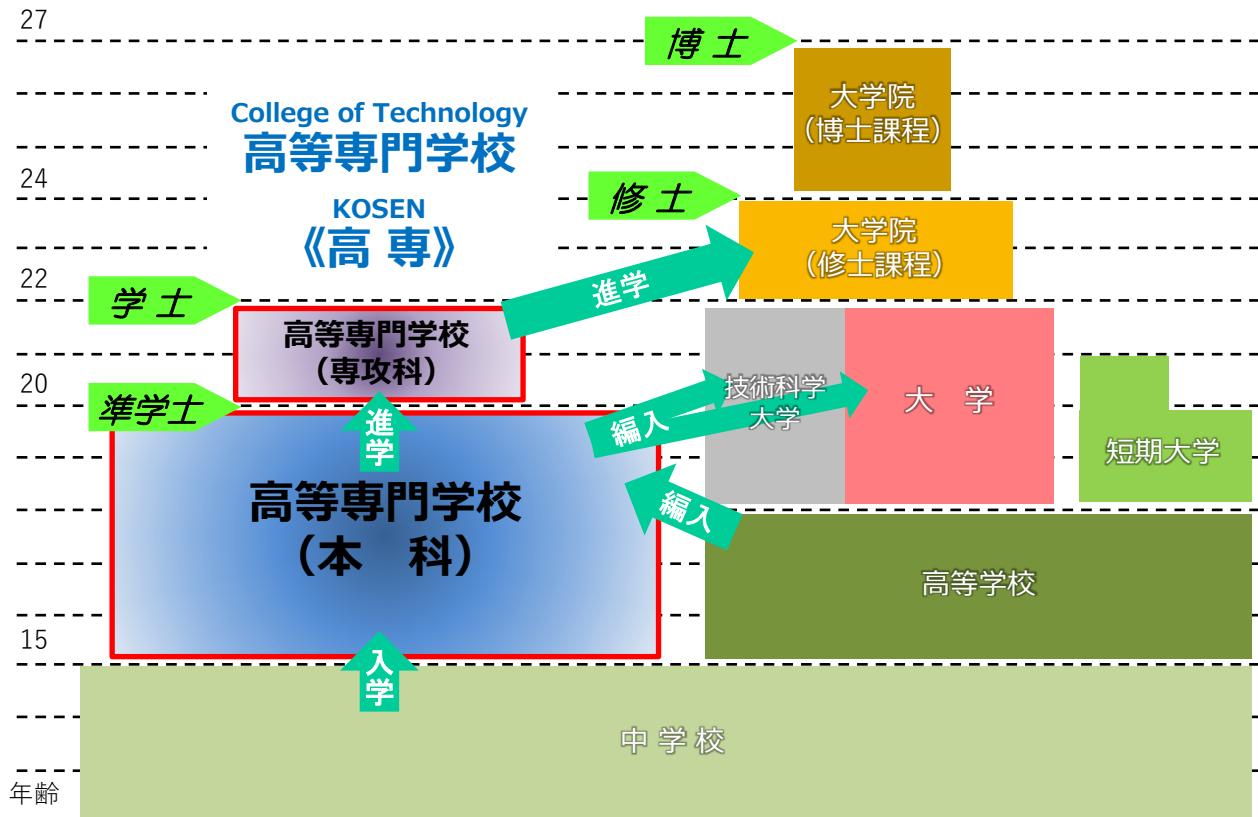
## ◆ 進学

高等専門学校卒業後、専攻科進学

※あるいは大学編入学の途がある

※専攻科修了後は、(独)大学改革支援・学位授与機構の審査を経て、学士の学位取得可

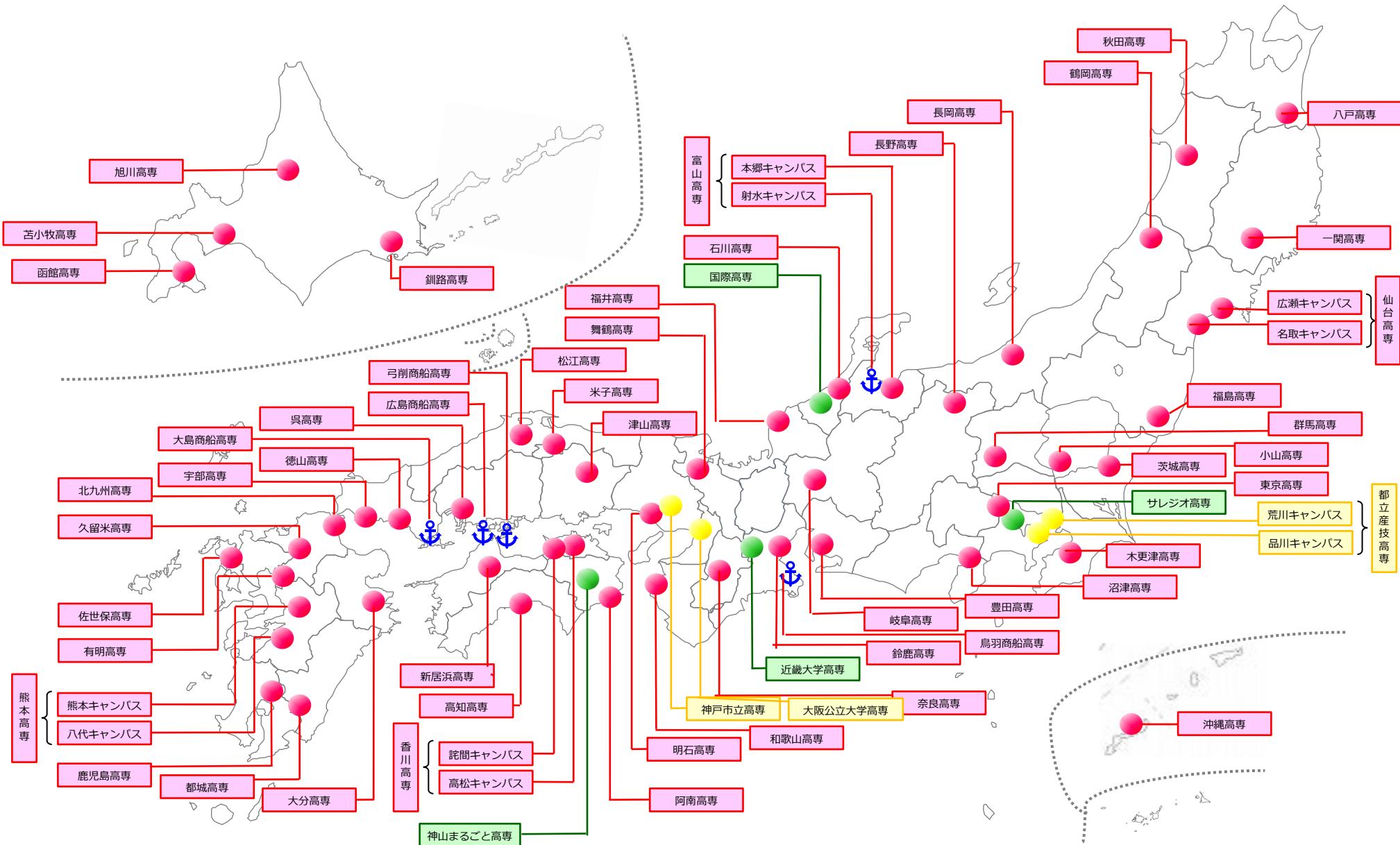
## 高等専門学校と高校、大学・大学院との制度上の関係



# 高等専門学校配置図

● 国立高専 ⇒ 51校、  
▲上記のうち商船高専5校  
○ 公立高専 ⇒ 3校、  
● 私立高専 ⇒ 4校 【高専合計 ⇒ 58校】

令和6年4月1日現在



# 学校数・学科数・学生数

1. 設置者別学校数、在学生数等の現状（令和5年度）※私立神山まるごと高専は令和5年4月に開設。

	学校数 a (本科,専攻科)		本科 学科数 (注1)	本科 入学定員	本科 在学生数 b	専攻科 在学生数 b	1校当たりの在学生数 (本科,専攻科) b/a
国立	51	51		176	9,360	48,065	2,900
公立	3	3		7	720	3,633	177
私立	4	2		7	415	1,683	45
計	58	56		190	10,495	53,381	3,122
							920
							56

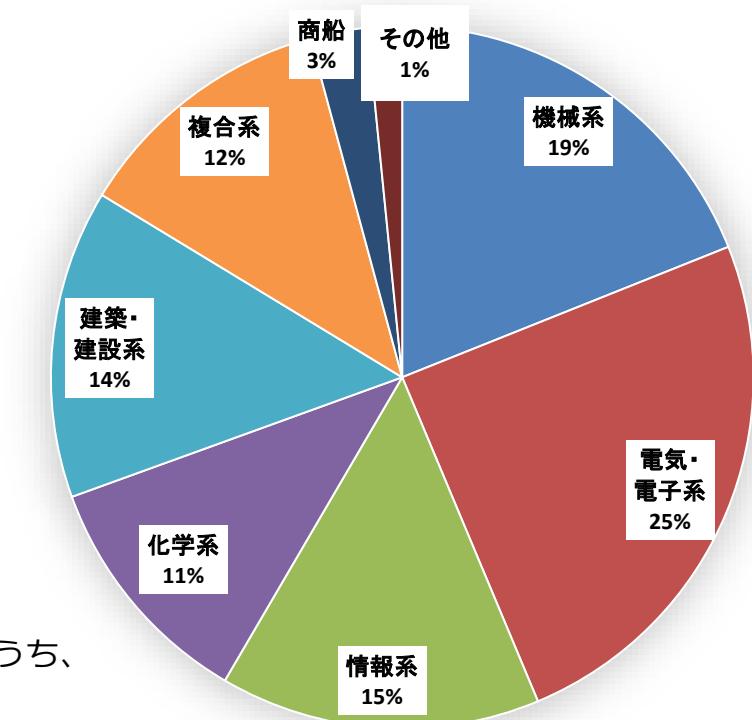
2. 本科分野別学科数・入学定員（人）（令和5年度）

区分	工 業								計
	機械系	電気・電子系	情報系	化学・生物系	建築・建設系	複合系 (注2)	商船	その他	
学科数	36	47	28	21	27	23	5	3	190
入学定員	1,485	1,925	1,125	840	1,080	3,720	200	120	10,495

(注)

1. 学科再編による募集停止中の学科を除く。
2. 「機械系」「電気・電子系」「情報系」「化学・生物系」「建築・建設系」の各系統のうち、幾つかの系統を複合させた学科のこと。

3. 分野別学科数



出典：文部科学省調べ

(3)-6-4

専門学校

# 専修学校(専門課程、高等課程、一般課程)の概要

## 1. 制度の創設

昭和51年1月11日

## 2. 目的、入学資格、設置基準

※現行の規定

	専門課程（専門学校）	高等課程（高等専修学校）	一般課程
英語表記	Specialized Training College, Post-secondary Course (Professional Training College)	Specialized Training College, Upper Secondary Course (Upper Secondary Specialized Training School)	Specialized Training College, General Course
目的	高等学校等における教育の基礎の上に、職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的とする。（学校教育法第124条、第125条第3項）	中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的とする。（学校教育法第124条、第125条第2項）	高等課程又は専門課程の教育以外において、職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的とする。（学校教育法第124条、第125条第4項）
入学資格	・高等学校又はこれに準ずる学校を卒業した者 ・修業年限が3年の高等専修学校を修了した者 ・高等学校卒業者に準ずる学力が認められた者 (外国の学校教育の12年課程修了者、認定在外教育施設の高等学校同等課程修了者 等)	・中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者 ・中等教育学校の前期課程を修了した者 ・中学校卒業等と同等以上の学力があると認められた者(外国の学校教育の9年課程修了者、認定在外教育施設の中学校同等課程修了者 等)	(無し)
設置基準	・修業年限1年以上（学校教育法第124条） ・年間授業時数800単位時間以上（学校教育法第124条、専修学校設置基準第16～18、20条） ・教育を受ける者が常時40人以上（学校教育法第124条） ・教員数が設置基準に定める数以上（専修学校設置基準第39、40条） ・教員が担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有すること。 (専修学校設置基準第41条各号（専門課程）、第42条各号（高等課程）、第43条各号（一般課程）) ・目的、生徒数等に応じ、必要な校地、校舎、設備を備えること（専修学校設置基準第44条～第51条） 等		(3)-7-1 ※設置する学科が昼間学科、夜間等学科、通信制の学科のいずれかにより、設置に必要な授業時数や教員数等は異なる。

## （4）高等教育の財政措置

関連資料

# 国立大学改革の推進

令和6年度予算額

国立大学法人運営費交付金  
国立大学経営改革促進事業

1兆784億円（前年度予算額 1兆784億円）  
52億円（前年度予算額 50億円）

令和5年度補正予算額

196億円



自らのミッションに基づき自律的・戦略的な経営を進め、社会変革や地域の課題解決を主導する国立大学を支援

## ミッション実現・加速化に向けた支援

我が国の次世代を担う人材養成



## 多様な学生に対する支援の充実

- 大学院生に対する授業料免除の充実  
**162億円 (+3億円)**

※このほか、障害のある学生に対する支援を実施

## 数理・データサイエンス・AI 教育の全国展開の推進

**12億円 (対前年度同額)**

- 数理・データサイエンス・AI教育の全国展開を加速するとともに、教えることのできるエキスパートレベルの人材育成を推進

## 改革インセンティブの向上

### 成果を中心とする実績状況に基づく配分

- 各大学の行動変容や経営改善に向けた努力を促すとともに、国立大学への公費投入・配分の適切さを示すため、教育研究活動の実績・成果等を客観的に評価し、その結果に基づく配分を実施

配分対象経費

1,000億円

配分率

75%～125%

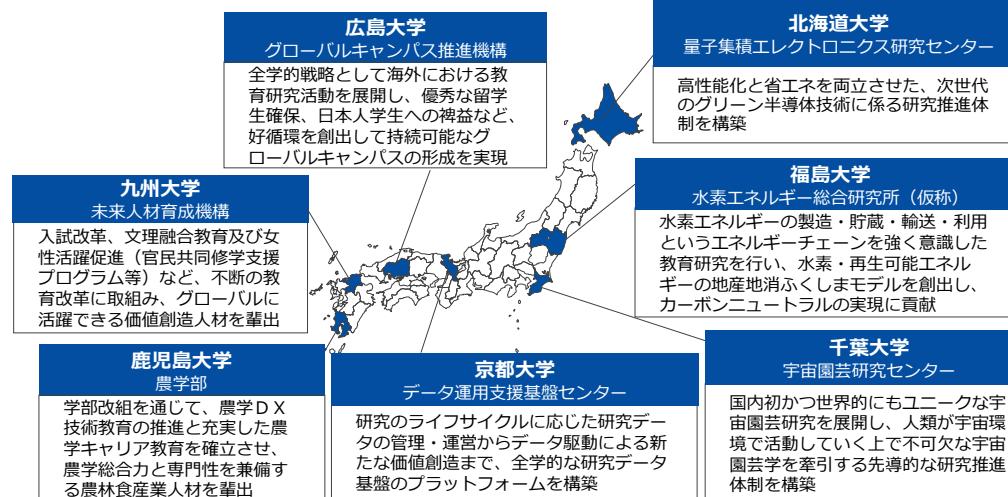
※指定国立大学法人は70%～130%

## 改革に積極的な大学の教育研究活動基盤形成

### 教育研究組織の改革に対する支援 **85億円 (新規分)**

※継続分158億円と合わせて、総額243億円

- デジタル・グリーン、地方創生、SDGs、国際化等への貢献を通じた各大学のミッション実現を加速するための組織設置や体制構築を推進



### 教育研究基盤設備の整備等 **114億円 (+11億円)**

- グリーン社会の実現、デジタル化の加速等を進めるための設備など、教育研究活動の維持・継続に必要な環境整備を推進

大学の枠を越えた

知の結集による**研究力向上**



## 共同利用・共同研究拠点の強化

**55億円 (+8億円)**

- 文部科学大臣の認定した共同利用・共同研究拠点の活動等を支援

## 世界の学術フロンティアを先導する大規模プロジェクトの推進

**209億円 (対前年度同額)**

- 人類未踏の研究課題に挑み、世界の学術研究を先導するとともに、最先端の学術研究基盤の整備を推進

※このほか、先端研究推進費補助金  
131億円 (+1億円)

## 国立大学の経営改革構想を支援

### 国立大学経営改革促進事業 **52億円 (+2億円)**

※国立大学改革・研究基盤強化推進補助金

- ミッションを踏まえた強み・特色ある教育研究活動を通じて、先導的な経営改革に取り組む“地域や特定分野の中核となる大学”やガバナンス改革を通じて“トップレベルの教育研究を目指す大学”を支援

# 公立大学に対する地方財政措置

- 公立大学の運営に要する経費については、地域における人材育成、研究成果の地域産業界への還元といった公共的性格を強く有していることを踏まえ、設立団体が責任を持って運営できるよう、普通交付税の基準財政需要額に算入されている。
- 設立団体から公立大学に支出される運営費交付金等は、各設立団体が配分方法や配分額を決定し交付する。

## 地方交付税のしくみ

○所得税、法人税、酒税、消費税の一定割合及び地方法人税の全額とされている地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのもので、地方の固有財源である。

(総務省HPより)

## 普通交付税の額の決定方法

各団体ごとの普通交付税額 = 基準財政需要額 - 基準財政収入額 (= 財源不足額)

基準財政需要額 = 単位費用(法定) × 測定単位(国調人口等) × 補正係数(寒冷補正等)

基準財政収入額 = 標準的税収入見込額 × 基準税率(75%)

(公立大学の場合)

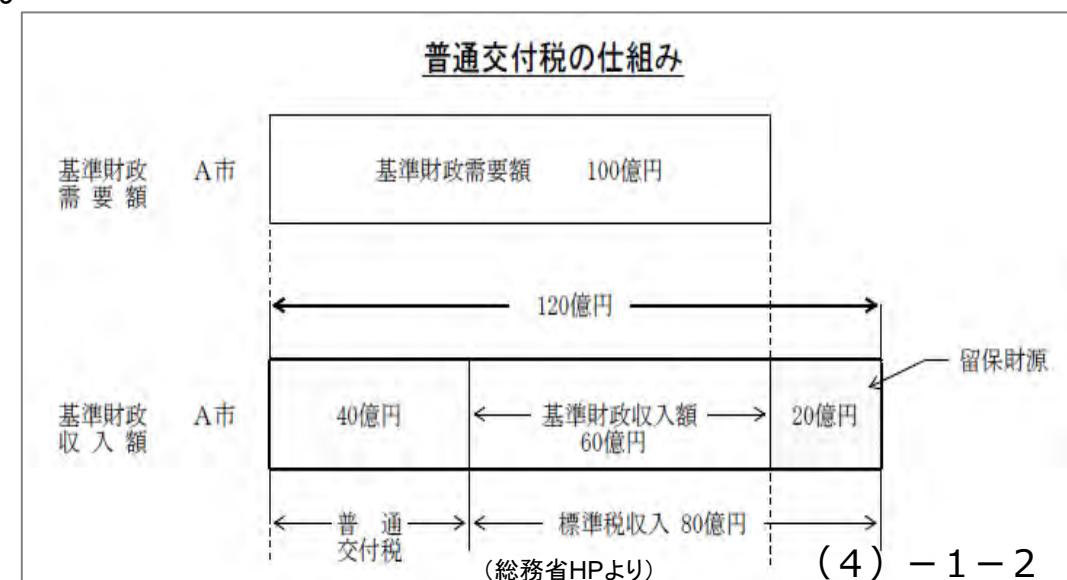
基準財政需要額 = 単位費用 × 学生数 × 種別補正係数

※単位費用：社会科学系の学生900人規模の大学を標準として、歳出（教職員数等）及び歳入（授業料等）規模から算出。

→ 医科系の場合：基準財政需要額 = 213,000 × 学生数 × 17.65

## 公立大学の学生1人当たりの単価(令和5年度)

・医科系	375万9,000円(補正係数:17.65)
・歯科系	211万9,000円(補正係数:9.95)
・理科系	145万9,000円(補正係数:6.85)
・保健系	166万8,000円(補正係数:7.83)
・社会科学系	21万3,000円(補正係数:1.00)
・人文科学系	43万5,000円(補正係数:2.04)
・家政系・芸術系	69万2,000円(補正係数:3.25)



# 私立大学等経常費補助の概要

令和5年度予算額  
(前年度予算額)

2,976億円  
2,975億円)  


## 事業内容

- ✓ 私立大学等の運営に必要な経常費補助金を確保し、建学の精神及び私学の特色を活かした効果的で質の高い教育研究に取り組む私立大学等を支援。
- ✓ 「Society5.0」の実現や高度研究を実現する体制・環境の構築、地方創生の推進、社会や時代のニーズを踏まえた未来を支える人材育成等、我が国が取り組むべき課題を踏まえ、自らの特色・強みを活かして改革に取り組む大学等に対し、重点的に支援。

### 一般補助

**2,771億円（2,766億円）**

大学等の運営に不可欠な教育研究に係る経常的経費について支援する。教育の質に係る客観的指標等を通じたメリハリある資金配分により、教育研究の質の向上を促進する。

### 特別補助

**205億円（209億円）**

人口減少・少子高齢化の進行や社会経済のグローバル化を背景に、「Society5.0」の実現や地方創生の推進等、我が国が取り組む課題を踏まえ、自らの特色を活かして改革に取り組む大学等を重点的に支援する。

#### ○ 私立大学等改革総合支援事業 112億円※ 一般補助及び特別補助の内数

「Society5.0」の実現に向けた未来を支える人材を育む特色ある教育研究の推進や高度研究を実現する体制・環境の構築、地域社会への貢献、社会課題を解決する研究開発・社会実装の推進など、自らの特色・強みを活かした改革に全学的・組織的に取り組む大学等を重点支援。

#### ○ 大学教育のDX（デジタルトランスフォーメーション）による質的転換支援 2億円（新規）※ 特別補助の内数

進展するデジタル技術の活用により、学修データの可視化及び当該分析結果を活用した学修者本位の学びへの転換や、オンライン学習と対面授業の双方の良さを生かした学びの実践等による、効果的で質の高い学修等を実現する取組を支援。

#### ○ 私立大学等における数理・データサイエンス・AI教育の充実 7億円※ 特別補助の内数

デジタル人材の育成に向けて、文理を問わず全ての学生が一定の数理・データサイエンス・AIのリテラシー習得が可能となるよう、モデルカリキュラムの策定や教材等の開発、全国への普及展開を進める大学等を支援。

#### ○ 研究施設等運営支援及び大学院等の機能高度化 117億円※ 特別補助の内数

基礎研究を中心とする研究力強化や、若手・女性研究者支援、大学院等の機能高度化、短大・高専の教育研究の充実等を支援。

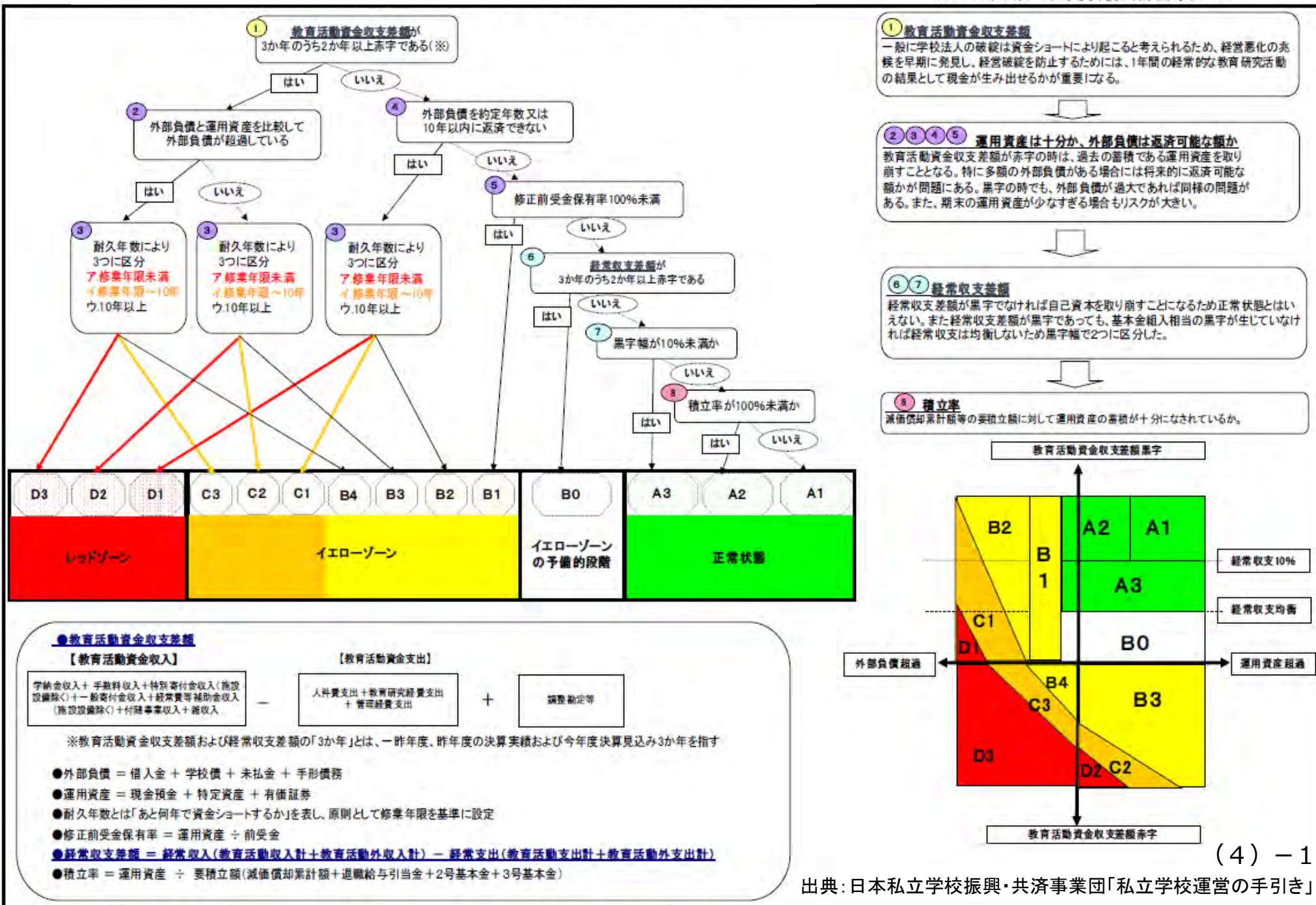
#### ○ 教育研究活動の拡大・展開に協働して取り組む大学等の支援 1億円※ 特別補助の内数

※ 単位未満四捨五入のため、計が一致しない場合がある。

※（ ）は前年度予算額

# 定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分(法人全体)

※2015(平成27)年度(新会計基準)から



# 教育投資の経済成長・歳出削減等への効果

## ✓ 大卒者・院卒者一人当たりの費用便益分析（平成27年時点）

約2.4倍の効果

一人当たり効果額：3,651,061円

費用 = 2,625,215円  
(学部・大学院在学期間中の公的投資額)

国立、公立及び私立大学への公的教育投資額<sup>\*1</sup>  
：2,625,215円

便益<sup>\*2</sup> = 6,276,276円

(大学・大学院卒業者の公財政への貢献)

①税収増加額<sup>\*3</sup> + 失業による逸失  
税収抑制額：6,269,841円

②失業給付抑制額<sup>\*4</sup>：4,897円

③犯罪費用抑制額<sup>\*5</sup>：1,538円

\*1 大学学部及び大学院（全てにおいて同様）

\*2 大卒・院卒者の額から高卒者の額を差し引いたものである。

\*3 65歳までの所得税・住民税・消費税について、各年齢の税額を19歳を起点として割引率4%による割引現在価値を示した。

\*4 雇用保険の失業給付部分を想定したものである。

\*5 刑務所への収容にかかる費用を想定したものである。

出典) 平成29年度文部科学省委託調査「教育投資の効果分析に関する調査研究」国立大学法人 東北大学

※「教育立国実現のための教育投資・教育財源の在り方について（第八次提言）」（平成27年7月8日 教育再生実行会議）参考資料を基に作成

# 文部科学行政分野への寄附に係る税制優遇の概要

## ■ 寄附に係る所得税、法人税の税制優遇

	国 自治体	私立大学 (学校法人)	国立大学 公立大学	国立研究 法人(独法)	公益社団 ・財団法人
所得税	<b>所得控除</b> 寄附金-2,000円を所得から控除	○	○	○	○
法人税	<b>税額控除</b> (寄附金-2000円) の40%を所得税額から控除	×	○ (PST要件) *一部要件緩和	△ (※1) *対象事業拡大	×
	<b>特増寄附枠</b> (所得×3.125%+資本等×0.1875%)を損金算入		○		○
国・自治体への寄附、 指定寄附 寄附金全額を損金算入	○	○ (私学事業団を通じた場合) (※2)		○	△ (※3) △ (※3)

### 【PST（パブリック・サポート・テスト）要件】

実績判定期間（原則5会計年度※4）に

- i 3千円以上の寄附金を支出した者（判定基準寄附者数）が年100人以上かつ
- ii 寄附金額が年平均30万円以上

例外として、定員5千人未満の小規模法人については i について最小10人で適用

※1 修学支援事業および学生・ポスドクに対する研究助成・能力向上のための事業など、一部事業については税額控除が認められる。

※2 私立の大学等を設置する学校法人等の設立に必要な費用に充てられる企業等からの寄附金については、全額損金算入ができる指定寄附金の対象となる。

※3 重要な科学技術に関する試験研究を主たる目的とする独法や公益社団・財団法人等による研究のための固定資産の取得については、個別に指定を得れば指定寄附の税制優遇が受けられる。

※4 学校法人について、一定の要件を満たす場合には、実績判定期間を5年間から2年間に短縮。（申請年度R7～12）

# 授業料の性質

## 授業料の性質に関する国会答弁（昭和57年3月19日 衆議院文教委員会）（抄）

○宮地政府委員 …国立大学の授業料…は…学校の利用者でございます学生生徒が学校施設及び教職員によって提供される教育という役務に対して支払う対価としての性格を持ったものと考えております。したがって、学校の教育に必要な経費の一部を利用者が負担をするという性格を持ったものでもあるわけでございます。…

授業料について、いわゆる受益者負担という考え方が議論されているようでございますが、私ども文部省としては、その教育投資のもたらす効果というのは、単に個人に帰属するもののほか、わが国の社会の維持発展を図っていく上で不可欠な基本的なものがあると考えております。ただ、それを明確に区分し測定することが不可能な点もございますので、個人に対する経済的効果という観点のみからの受益者負担主義をとることは必ずしも適切でない、かように考えております。特に国立大学の授業料につきましては、国立大学が国家、社会の要請に応じて各種の学問分野、専門職業分野等の人材養成を行う、非常に広範、基礎的な人材養成を行うとともに、基礎的な学術研究も推進するというような意味で非常に重要な役割りを担っているわけでございますので、単に、先ほど申しましたような受益者負担という考え方だけから考へるのは適切でない、かように考えております。

なお、私立大学の授業料については、それぞれ私立大学の設置者がお決めになる事柄であろうかと考えております。

## 入学科の性質に関する国会答弁（平成15年6月6日 衆議院文部科学委員会）（抄）

○河村副大臣 国立大学の入学科についてであります、学生として大学という施設を利用し得る地位を取得するに当たっては、その入学に際して一括して支払われるお金である、同時に、入学に伴って必要な手続、準備のための諸経費に要する手数料としての性格をあわせ持つことから返還しない、こういうことになっておるわけでございます。

文部科学省で定めます大学入学者選抜実施要項においては、「大学は、入学に要する経費のすべて及びその納入手続等を募集要項に記載するもの」といたしております、各国立大学の募集要項については、入学を辞退した場合、既に納めている入学科については返還しないということを記載いたしておりますところでございまして、そういう意味で、入学科については返還しないということにいたしておりますところでございます。

## 授業料等の性質に関する最高裁判決（最判平18年11月27日民集60巻9号3437頁）※私立大学について

### <授業料等の性質について>

その費目の名称に照らしても、一般に、教育役務の提供等、在学契約に基づく大学の学生に対する給付の対価としての性質を有するもの

### <入学金の性質について>

その額が不相當に高額であるなど他の性質を有するものと認められる特段の事情のない限り、合格者が当該大学に入学し得る地位を取得するための対価としての性質を有し、当該大学が合格者を学生として受け入れるための事務手續等に要する費用にも充てられることが予定されているもの

# 国立大学の授業料の仕組み

## 国立大学の授業料等「標準額」

文部科学省令（国立大学等の授業料その他の費用に関する省令（平成16年3月31日文部科学省令第16号）において「標準額」を規定（省令第2条）。

【令和5年度標準額】			
・授業料：学部・大学院	年額 535,800 円	・入学料：学部・大学院	282,000 円
：法科大学院	年額 804,000 円	・検定料：学部	17,000 円
		：大学院	30,000 円

## 「標準額」から上回る授業料等を設定している大学

省令第10条に基づき、各大学は「標準額」の120%を上限に、その範囲内で学則等においてそれぞれ授業料を設定。なお、下限は設定していない。

### 【令和5年度以降の各大学の授業料等の設定状況】

#### (1) 授業料：

・特定の研究科等において標準額を上回る額を設定する大学 3大学	
○東北大学 大学院 経済学研究科 会計専門職専攻（専門職学位課程）	589,300 円
○東京農工大学 大学院 工学府 産業技術専攻（専門職学位課程）	572,400 円
○一橋大学 大学院 経営管理研究科	642,960 円
・標準額を上回る額を設定する大学 7大学 ※対象の入学者は学士課程（政策研究大学院大学を除く）	
○東京工業大学（令和元年4月以降入学者～）	635,400 円（平成30年9月公表）
○東京芸術大学（令和元年4月以降入学者～）	642,960 円（平成30年10月公表）
○千葉大学（令和2年4月以降入学者～）	642,960 円（令和元年6月公表）
○一橋大学（令和2年4月以降入学者～）	642,960 円（令和元年9月公表）
○東京医科歯科大学（令和2年4月以降入学者～）	642,960 円（令和元年11月公表）
○政策研究大学院大学（令和4年4月以降入学者（大学院の過程）～）	642,960 円（令和3年6月公表）
○東京農工大学（令和6年4月以降入学者～）	642,960 円（令和5年10月公表）

#### (2) 入学料：標準額を上回る額を設定する大学 1大学

○東京芸術大学 学士課程・大学院の課程	338,400 円
---------------------	-----------

## 運営費交付金と「標準額」の関係

国立大学法人運営費交付金の算定には「標準額」を使用することとし、授業料等の改定（値上げ）は運営費交付金に影響しない仕組み。

# 米国の有名私立大学における低中所得層への学費優遇策

- 米国では、授業料の高騰による高等教育へのアクセス低下への懸念から、2000年代に入り、有名私立大学において学部学生を対象とした学費優遇策の導入が行われた。
- ハーバード大学、イエール大学、スタンフォード大学では、貸与奨学金を大学独自の給付奨学金とすることにより実質的に授業料の全部又は一部を免除し、年収10万ドルを超える家庭の出身者にまで援助対象を広げた。また、大学の学費に関する透明性を高めるため、年間の学費や初期経費等を算定するツールをHP上に掲載している。
- 財源としては、各大学独自の基金及びその運用収入である。



- ◆ハーバード大学 (2024年度授業料60,102ドル)
- 年収85,000ドル未満の家庭の出身者の場合、寮費や授業料等の学費全額が免除 (**24%が学費免除**)
  - 年収85,000ドル以上150,000ドルの家庭の出身者の場合、年収の0~10%までを学費として納める
  - 年収150,000ドルを超える家庭の出身者の場合、個々の状況に比例して年収の10%以上の学費を納める
- 55%の学部学生が大学独自のハーバード奨学金を受けている。**
- アメリカの家庭の90%以上にとって、ハーバードは州立大学よりも費用が安い。**

By The Numbers	<b>24%</b> of Harvard families pay nothing
	<b>55%</b> receive Harvard scholarship aid
	<b>\$13K</b> average parent contribution
	<b>100%</b> of students can graduate debt-free

## Yale

### ◆イエール大学 (2024年度授業料67,250ドル)

- 年収75,000ドル未満の家庭出身者は、大学独自の奨学金により授業料、寮費、食費、通学費等が賄われるほか、初年度は2,000ドルの給与奨学金と入院保障が与えられ、家庭による学費負担は求められない。
- 年収75,000~200,000ドルの家庭については、年収の規模に応じて1~20%の範囲で負担を求められる。

→**64%の学部学生が大学独自の奨学金を受けている。**

- 2022年度の出身家庭の年収別の学費負担額、奨学金の受給額（中央値）、受給者の比率は下表のとおり。

年収範囲	正味コスト の中央値	奨学金の中 央値	援助を受ける 資格のある人 の割合
65,000 ドル未満	0 ドル	84,200 ドル	100%
65,000 ドル - 100,000 ドル	1,500 ドル	79,000 ドル	99%
100,000 ドル - 150,000 ドル	14,800 ドル	65,800 ドル	97%
150,000 ドル - 200,000 ドル	30,500 ドル	50,200 ドル	94%
200,000 ドル - 250,000 ドル	49,400 ドル	40,300 ドル	83%
250,000 ドル以上	49,400 ドル	28,700 ドル	47%

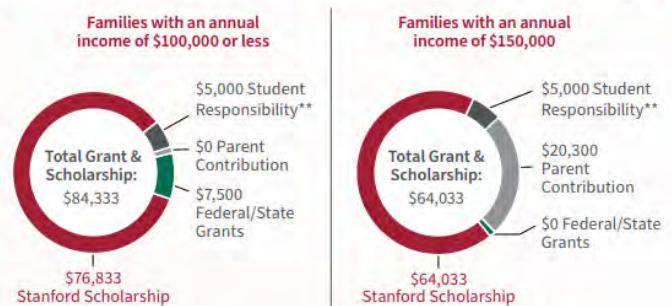


### ◆スタンフォード大学 (2024年度授業料65,127ドル)

- 年収100,000ドル未満の家庭の出身者の場合、授業料、寮費（食費を含む）における家庭の負担は求められない。
- 年収150,000ドル未満の家庭の出身者の場合、授業料に関する家庭の負担は求められない。
- 寮費のみを納める学生の場合、夏季休暇中のアルバイトや大学内での軽作業等により5,000ドル分の支払いを求めるにとどめる。

→**65%の学部学生が何らかの学資援助を受け取っている。**

#### TYPICAL FINANCIAL AID PACKAGES



# 奨学金制度における主な充実について

昭和18年度～

- ・大学等を対象とした奨学金事業の創設（無利子奨学金の導入（令和6年度事業規模 約47万人））

昭和59年度～

- ・有利子奨学金の導入（令和6年度事業規模 約66万人）

平成11年度～

- ・「きぼう21プラン奨学金」の導入  
有利子奨学金の貸与人員の大幅増や採用基準の緩和、貸与月額の選択性の導入などの改善

平成16年度～

- ・独立行政法人日本学生支援機構の発足

平成29年度～

- ・給付型奨学金制度の創設（令和元年度実績 約4万人）

経済的理由により進学を断念せざるを得ない生徒の進学を後押し

- ・残存適格者の解消

無利子奨学金において、予算上の制約から貸与できなかった者が約2.4万人（H28年度）存在。貸与基準を満たしているにもかかわらず貸与を受けられなかった者（残存適格者）を解消

令和2年度～

- ・高等教育の修学支援新制度の創設（令和5年度実績 約34万人）

真に支援が必要な低所得者世帯に対する授業料等減免および給付型奨学金を大幅に拡充

令和6年度～

- ・高等教育の修学支援新制度の中間層への拡充（令和6年度見込み +約19万人）

高等教育の修学支援新制度について、子供を3人以上扶養している多子世帯や理工農系の学生等の中間層へ対象を拡大あわせて機関要件を厳格化（令和6年度における審査から（令和7年度採用者分から）適用）

- ・授業料後払い制度の創設

大学院修士段階において、授業料を卒業後の所得に応じた「後払い」とする仕組みを創設

卒業後の納付においては、特に、子育て期の納付が過大とならないよう配慮

令和7年度～

- ・多子世帯の大学等授業料・入学会費の無償化（令和7年度見込み +約29万人）

子供を3人以上扶養している多子世帯の学生等について、所得制限を設けず、国が定めた一定の額まで、大学等の授業料・入学会費を無償化

※貸与型奨学金の返還の負担軽減、地方公共団体や企業による奨学金の返還支援などの取組についても、制度の利用状況や返還者の状況等を踏まえつつ都度充実を図っている。

# 学部・大学院生の経済的な支援に関する全体像

学部 約263.3万人

大学院【修士課程】 約19.0万人

大学院【博士課程】 約7.6万人

特徴

- 貸与型奨学金により幅広くカバー
- 修学支援新制度を創設し、低所得世帯への手厚い対応を開始

貸与型奨学金

## 貸与型奨学金

R6予算案事業規模：8,552億円、113万人

※高等専門学校、専門学校、通信教育、海外留学を含む

- 有利子奨学金【本人年収～1196万】  
最大：144万/年(月12万)

- 無利子奨学金【本人年収～853万】  
最大：私学自宅外77万/年  
(月6.4万)

授業料支援等

## 修学支援新制度

R6予算案 5,438億円、72.7万人

※高等専門学校、専門学校、通信教育を含む

【年収～約600万円】

## 授業料等減免

最大：私学70万円／年

## 給付型奨学金

最大：私学自宅外91万円／年

※消費税率10%への引上げにより財源を確保し、令和2年4月より実施。  
※R6年度より、中間層の多子世帯・理工農系の学生に支援を拡大

- 貸与型奨学金により幅広くカバー

貸与型奨学金

## 貸与型奨学金

○有利子奨学金【本人年収～536万】  
最大：180万/年(月15万)

R6予算案事業規模：57億円 約5,300人

○無利子奨学金【本人年収～299万】  
最大：106万/年 (月8.8万)

R6予算案事業規模：359億円 約40,000人

## 優秀者返還免除制度

※貸与終了者のうち3割が全免若しくは半免

○ R5年度 60億円 5,535人 (実績)

## 各大学の授業料免除制度

(国立) R6予算案 102億円 約19,000人  
※人数については、全額免除換算

(私立) R6予算案 5億円 約4,000人

※大学院分予算額(案)を学生数で案分  
人数は補助実績に基づく試算

※R6年度より、在学中は授業料を徴収せず卒業後の所得に応じて納付する「授業料後払い」制度を導入予定

- 近年、若手研究者支援（研究力強化対応）の観点から、給付型の支援を充実

## 貸与型奨学金

○有利子奨学金【本人年収～718万】  
最大：180万/年(月15万)

R6予算案事業規模：5億円 約400人

○無利子奨学金【本人年収～340万】  
最大：146万/年 (月12.2万)

R6予算案事業規模：45億円 約3,500人

## 優秀者返還免除制度

※貸与終了者のうち45%が全免若しくは半免

○ R5年度 22億円 829人 (実績)

## 各大学の授業料免除制度

(国立) R6予算案 61億円 約11,000人  
※人数は全額免除換算

(私立) R6予算案 1億円 約1,000人

※大学院分予算額(案)を学生数で案分  
人数は補助実績に基づく試算

## <若手研究者支援>

- 従来事業により年180万円以上の支援を受給 約8,600人
    - ・特別研究員(DC)  
$$[(\text{研究奨励金} + \text{科研費申請可能} + \text{一部に特別}) \times 240万円/年] / (\text{最大150万円/年}) + \text{手当36万円}] = 106\text{億円}$$
 等
  - 新たな博士後期課程学生支援 約11,000人
    - ・博士後期課程学生の待遇向上と研究環境確保  
(支援額：原則290万円/年)
- R5補正499億円 R6予算案 0.3億円
- ・国家戦略分野の若手研究者及び博士後期課程学生の育成  
(次世代AI人材育成プログラム) (支援額：原則390万円/年)
- R5補正 70億円 (※事業全体では213億円)

# 国内の大学等に通う学生等への経済的支援

支給・貸与による支援

## 高等教育の修学支援新制度※ (返還不要)

- 給付型奨学金 最大91万円(年額)
- 授業料等減免 最大70万円(年額)

多子世帯への対応（新制度）  
(扶養している子どもの数が反映される課税標準額を 中間層(600万円程度) 基準に算定)  
家計急変対応  
(高等教育の修学支援新制度)

R6予算:5,438億円  
対象人数：72.7万人  
※世帯年収に応じて、2/3,1/3、  
1/4等の支援

～600万円程度 (※1)  
～800万円程度 (※2)  
(740万～850万)

## 無利子奨学金(貸与)

- 最大76.8万円(年額)

多子世帯への対応（貸与型奨学金）  
(子どもが2人を超える世帯に対しては、超える人数につき特別控除)

家計急変対応  
(無利子奨学金の緊急採用)

～1,150万円程度 (※3)  
(1,100万～1,200万)

R6事業費:5,757億円  
対象人数：66万人  
有利子奨学金(貸与)

- 最大144万円(年額)

家計急変対応  
(有利子奨学金の応急採用)

※ 消費税率10%への引上げにより財源を確保し、  
令和2年4月より実施。

(※1) 両親・子2人の場合。括弧内の幅の目安は、共働きかどうかや、子の年齢によって異なる。

(※2) (※3) 両親・子2人の場合。括弧内の幅の目安は、国公立大学かどうかや、自宅生・自宅外生か等によって異なる。

(※4) 多子世帯については全額支援の1/4支援、私立理工農系については文系との授業料差額に着目し、授業料等減免で支援。

貸与型奨学金の返還支援

## 無利子に利率はなし

## 固定利率／変動利率

[ 利率固定 : 0.905% 利率見直し : 0.300% ]

## 所得連動型返還制度（所得の9%）

## 有利子に所得連動型返還制度はなし

### 減額返還制度

- 年収325万以下（給与所得者）などの場合に対象。一定期間、毎月の返還額を当初の2分の1あるいは3分の1に減額。  
※R6.4より、制度を利用可能な年収上限を400万円に引き上げ、毎月の返還額を最大4分の1まで減額できるように見直し。

### 返還期限猶予制度

- 経済困難（年収300万円以下（給与所得者））等の理由により、通算10年の猶予が可能。

### 返還免除制度

- 死亡または精神若しくは身体の障害 > 業績優秀者免除制度（大学院生かつ無利子）

## 自治体による地方の企業に就職する場合の返還支援制度

(36都府県、695市町村で実施[R5])。例えば、3～5年間、当該自治体域内に就職かつ居住することで、当該自治体より返還を支援)

## 企業が本人に代わって返還を行う支援（代理返還制度）

(一部企業にて実施。企業は返還額を損金算入可。企業から機関に直接返還（※）することで、  
本人の所得とせず、課税の対象としない仕組み。※R3.4より実施)

# 高等教育の修学支援新制度について

※大学等における修学の支援に関する法律（令和元年5月10日成立）

【支援対象となる学校種】大学・短期大学・高等専門学校(4年、5年)・専門学校  
【支援内容】①授業料等の減免 ②給付型奨学金の支給  
【支援対象となる学生】住民税非課税世帯 及び それに準ずる世帯(※)の学生  
【財源】少子化に対処するための施策として、消費税率引上げによる財源を活用  
(※) 令和6年度より多子世帯や理工農系の学生等の中間層に支援を拡大

令和6年度予算 5,438億円  
授業料等減免 2,864億円※  
給付型奨学金 2,573億円  
※公立大学等及び私立専門学校に係る  
地方負担分(470億円)は含まない。  
国・地方の所要額 5,908億円

## 給付型奨学金

- 日本学生支援機構が各学生に支給
- 学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を貢献するよう措置

(給付型奨学金の給付額(年額)(住民税非課税世帯))

国公立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 35万円、自宅外生 80万円
国公立 高等専門学校	自宅生 21万円、自宅外生 41万円
私立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 46万円、自宅外生 91万円
私立 高等専門学校	自宅生 32万円、自宅外生 52万円

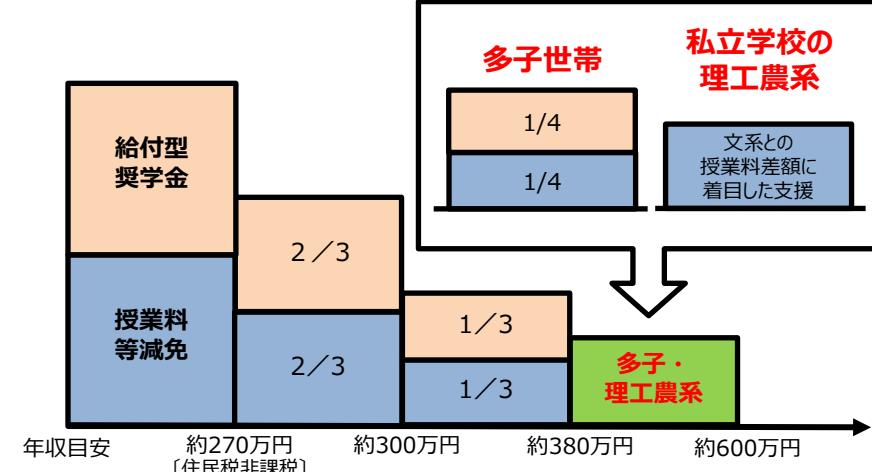
## 授業料等減免

- 各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。減免に要する費用を公費から支出

(授業料等減免の上限額(年額)(住民税非課税世帯))

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	28万円	54万円	26万円	70万円
短期大学	17万円	39万円	25万円	62万円
高等専門学校	8万円	23万円	13万円	70万円
専門学校	7万円	17万円	16万円	59万円

※給付額及び上限額は単位未満を四捨五入した数値



## 支援対象者の要件

- 進学前は成績だけで否定的な判断をせず、レポート等で本人の学修意欲を確認
- 大学等への進学後の学修状況に厳しい要件

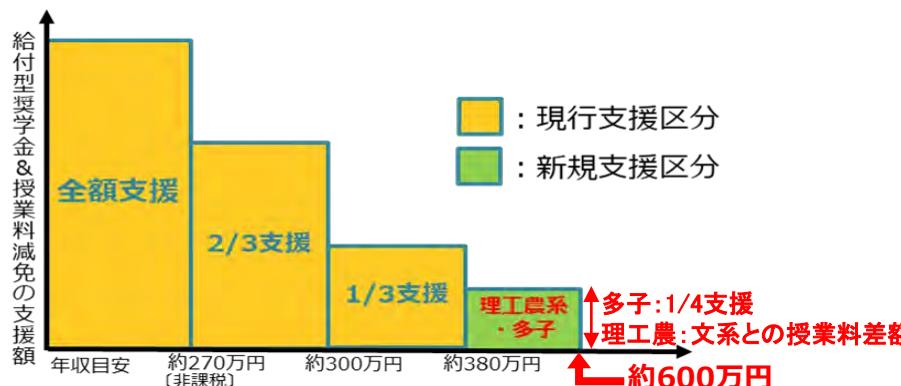
大学等の要件：国又は自治体による要件確認を受けた大学等が対象

- 学問追究と実践的教育のバランスが取れた大学等
- 経営に課題のある法人の設置する大学等は対象外

# 「こども未来戦略」の「加速化プラン」等に基づく高等教育費の負担軽減策について（令和6年度開始）

学部段階（大学・短大・高専・専門学校）向け

## 1. 授業料減免等の中間層への拡大



授業料等減免と給付型奨学金をセットで行う「高等教育の修学支援新制度」について、子育て支援等の観点から、**多子世帯の中間層に支援対象を拡大**。あわせて**理工農系の中間層**にも拡大。

### ＜支援対象＞

- ・新規支援区分の対象は、世帯年収**600万円程度**まで
- ・多子世帯支援：扶養する子の数が3人以上である世帯が対象
- ・理工農系支援：学問分野をまたがる学部・学科も、授与する学位の分野に理学・工学・農学が含まれれば対象

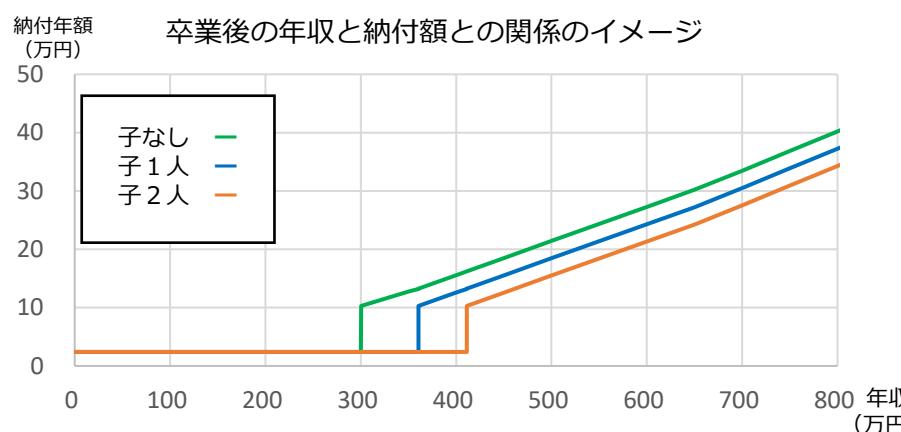
### ＜支給水準＞

- ・多子世帯支援：全額支援の1/4支援
- ・理工農系支援：文系との授業料差額

※人文・社会科学系との授業料に差が生じていることに着目し、私立の学校を対象に支援

大学院生（修士段階）向け

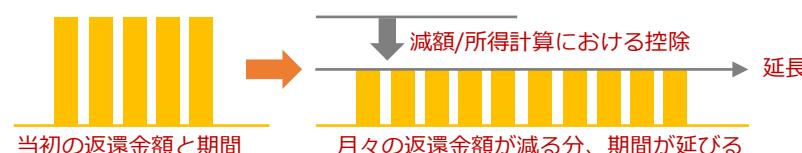
## 2. 大学院（修士段階）の授業料後払い制度の創設



※ 修士段階に導入した上で、本格導入に向けた更なる検討を進める。その財源基盤を強化するため、「HECS債（仮称）」による資金調達手法を導入する。

卒業して貸与型奨学金を返還している方向け

## 3. 貸与型奨学金における減額返還制度・所得連動返還方式の見直し



### ＜減額返還制度＞

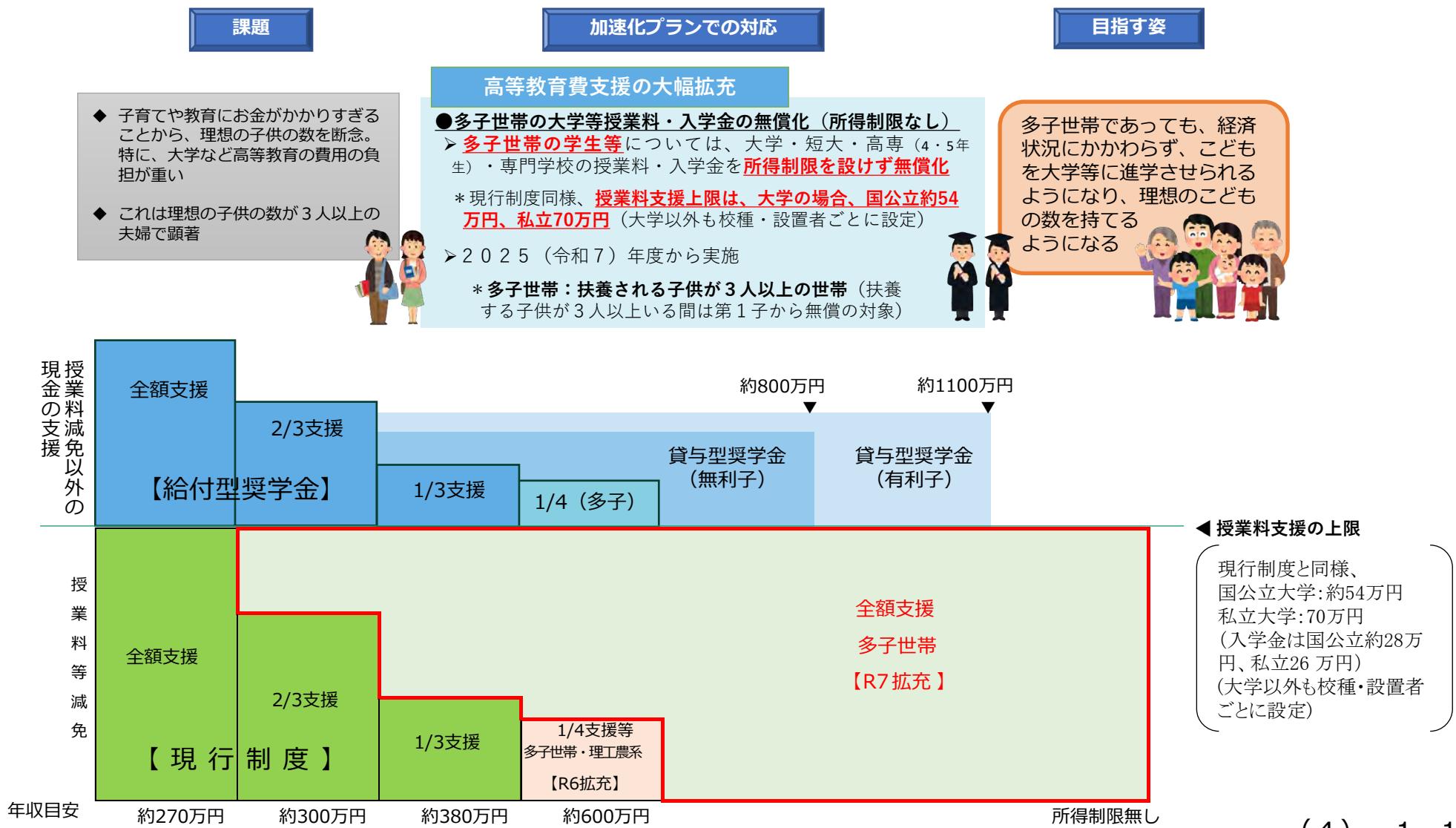
- ・利用可能な年収上限について、本人年収325万円以下から**400万円以下**に引き上げることも2人世帯は500万円以下、こども3人以上世帯は600万円以下まで更に引き上げ
- ・返還割合の選択肢を増加（1/2又は1/3 → 2/3、1/2、1/3、1/4の4種類）

### ＜所得連動返還方式＞

- ・返還額の算定のための所得計算においてこども1人につき33万円の所得控除を上乗せ

## 「加速化プラン」による施策の充実 【多子世帯の大学等授業料・入学金の無償化】

高等教育費により理想のこども数を持てない状況を払拭するため、2025年度から、多子世帯の学生等については授業料等を無償とする措置等を講ずることとし、対象学生に係る学業の要件について必要な見直しを図ることを含め、早急に具体化する。



# 「奨学金返還支援」による若者の地方定着の推進

域内の企業へ若者が就職する場合等に奨学金の返還支援をする地方公共団体の取組を、国としても推進することにより、若者の地元企業への就職やU I Jターンを促す。

日本学生支援機構や地方公共団体等からの奨学金の借入れ



若者の地元企業への就職や、  
都市部からのU I Jターンを促進

奨学金返還支援に地方公共団体が要した経費は、  
特別交付税措置の対象となる

地方公共団体に対する特別交付税措置の概要

## 【都道府県】

- ・奨学金返還支援のため地元産業界等との間で基金を設置した場合などに、都道府県の基金への出捐額（※1）、広報経費に対して特別交付税措置
- ・対象者の要件は大学等を卒業後に当該都道府県で就職することなど（都道府県と地元産業界等が合意して要件を決定）

## 【市町村】

- ・奨学金返還支援に係る市町村の負担額（基金の設置は不要）、広報経費に対して特別交付税措置
- ・対象者の要件は大学・高校等を卒業後に当該地域に居住することなど

※1 都道府県の場合、当該年度の基金への出捐総額の1/2以上を出捐している場合は、出捐総額の1/2の額を対象とする。

※2 都道府県・市町村いずれも措置率0.5、上限1億円。ただし、以下の場合は措置率0.3、上限6千万円。

【道府県】20～24歳人口が流入超過 【市町村】20～24歳人口が流入超過の都道府県に所在し、かつ条件不利地域を含まない（市町村は令和4年度以降の条件を記載）

※3 地方公共団体の財政力に応じ、補正あり。

## 返還支援

※ 地方公共団体が貸与する  
奨学金については返還を減免



地方公共団体



令和5年6月1日現在の  
実施地方公共団体数

**42都道府県  
717市区町村**

## ～地方公共団体が定める支援の要件や内容の例～

### 【出身地】

「指定せず」「保護者が当該地方公共団体に居住」など

### 【就業・居住】

当該地方公共団体に居住（かつ/または就労）など

### 【返還支援額】

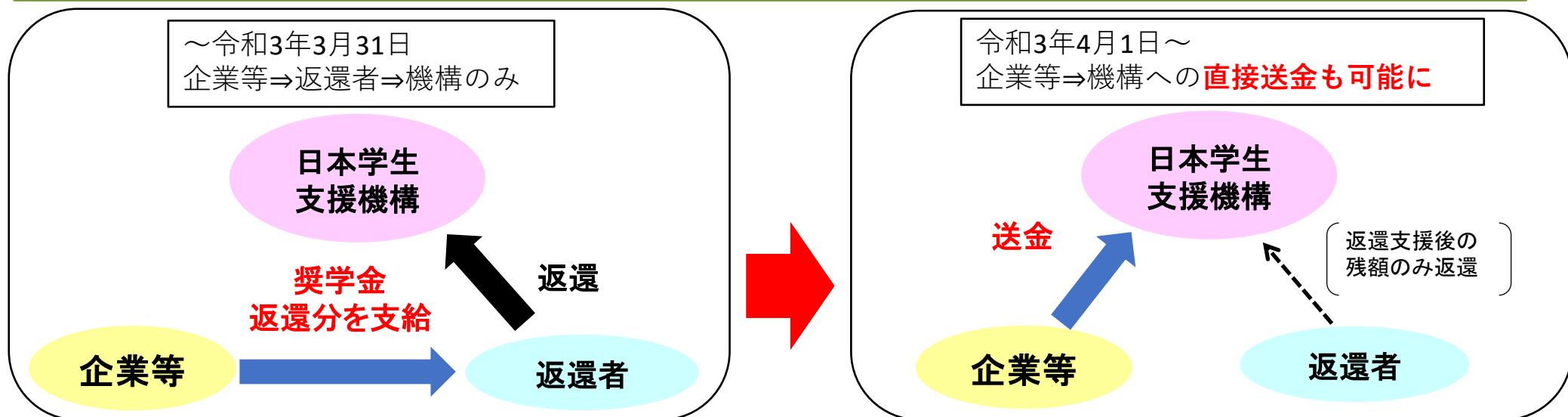
返還額の1/3、1/2、2/3、1/1など割合を指定した上で、別途上限額を設ける

など

# 日本学生支援機構貸与型奨学金 企業による奨学金の代理返還制度

- 令和3年4月より、日本学生支援機構は、各企業等が社員に対して実施している奨学金の返還支援（代理返還）について、各企業等からの直接送金を受け付けることとした。
- 制度開始直後の令和3年4月には65社が本制度に登録し、45人が支援対象となったが、令和6年5月末の時点で2,023社まで登録が拡大し、令和3年度には813人、令和4年度には1,708人、令和5年度には4,477人、令和6年度（5月末時点）には4,037人に支援を行っている。

## 1. 制度の概要



## 2. 本制度を利用する場合(企業等から機構へ直接送金すること)の課税等の関係

### ①【所得税】非課税となり得る

返還者にとって、返還額が自身の通常の給与と区分され、かつ奨学金の返還であることが明確となるため、その返還額の所得税は非課税になり得る。

(※) 返還者が役員である場合など一定の場合には、所得税の課税対象となることがあります。

### ②【法人税】給与として損金算入が可能

企業等にとって、返還支援に充てる経費は、使用人の奨学金の返済に充てるための給付にあたるので、給与として損金算入が可能。

### ③【法人税】賃上げ促進税制の対象

賃上げ促進税制の一定の要件を満たす場合には法人税の特別控除の適用が可能。  
(※) 賃上げ促進税制：雇用者全体の給与等支給額の増加額の最大35%（中小企業等の場合45%）を税額控除  
\*税額控除上限：法人税額又は所得税額の20%

### ④【社会保険料】標準報酬月額の対象外

代理返還した返還金は原則「報酬」に含まれず、社会保険料の賦課対象とはならない。  
(※) 給与規程等で給与に代えて払われている場合には、「報酬」に含まれる。